

平成28年度補正予算
平成29年度当初予算の概要

生産局畜産部

平成28年12月

農林水産省

～目 次～

【平成29年度当初予算】

畜産企画課

- 飼料生産型酪農経営支援事業[拡充] 1
- 肉用牛肥育経営維持安定緊急対応業務出資金 3
- 畜産・酪農経営安定対策 5
- 強い農業づくり交付金 9

畜産振興課

- 酪農経営体生産性向上緊急対策事業[新規] 11
- 多様な畜産・酪農推進事業[拡充] 13
- 養蜂等振興強化推進事業[拡充] 18
- 地鶏等生産振興推進事業[新規] 20
- 東日本大震災農業生産対策交付金 22

飼料課

- 飼料自給率の向上 23
- 飼料穀物の安定供給 30
- 東日本大震災農業生産対策交付金（再掲） 31

牛乳乳製品課

- 酪農経営安定対策 32
- 国産牛乳乳製品需要・消費拡大対策 34
- 乳業等の再編・合理化に向けた取組への支援 35

食肉鶏卵課

- 食肉等の流通合理化に向けた取組への支援 36
- 鶏卵生産者経営安定対策事業 37

【平成28年度補正予算】

1 「TPP関連政策大綱」の着実な実施

- (1) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 39
- (2) 畜産クラスターを後押しする草地整備の推進 41
- (3) 畜産・酪農生産力強化対策事業 43
- (4) 飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業 48
- (5) 畜産経営体質強化資金対策事業 51
- (6) 加工施設再編等緊急対策事業 53
- (7) 外食産業等と連携した畜産物の需要拡大対策事業 55

2 農林水産業の輸出力の強化

- (1) 品目別輸出促進緊急対策事業 57
- (2) 農畜産物輸出拡大施設整備事業 60
- (3) 国産畜産物の輸出環境整備事業 62

3 熊本地震からの復旧・復興

- (1) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 64
(平成28年熊本地震対応畜産・酪農収益力強化総合対策)
- (2) 強い農業づくり交付金 65
(平成28年熊本地震被災施設整備等対策)
- (3) 被災農業者向け経営体育成支援事業【経営局】 66
(平成28年熊本地震)

飼料生産型酪農経営支援事業

【6,960(6,800)百万円】

対策のポイント

自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家を支援します。

<背景/課題>

- ・輸入飼料価格が高水準で推移し、為替や国際需給の影響を受けて変動することを踏まえて、輸入飼料から国産飼料への転換を進め、酪農経営の安定を図る必要があります。
- ・特に、土地条件の制約等から国産粗飼料の生産・利用の拡大が進んでおらず、粗飼料生産の拡大に係る費用負担の軽減を図ることが重要になっています。

政策目標

酪農経営における飼料作付面積の拡大

<主な内容>

自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家（自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者）に対し、飼料作付面積に応じて交付金を交付します。

また、飼料作付面積を拡大し、輸入粗飼料の使用量を削減又は乳用後継牛を増頭した場合には、拡大面積に応じた交付金を追加交付します。

(1) 対象者の要件

- ・飼料作付面積が北海道で40a/頭、都府県で10a/頭以上
- ・環境負荷軽減に取り組んでいること（8メニューから2つ選択）

(2) 交付金単価

① 飼料作付面積 1.5万円/1ha

② 飼料作付の拡大面積 1.5万円+3万円/1ha（追加交付）

（飼料作付面積を拡大し、輸入粗飼料の使用量を削減又は乳用後継牛を増頭した場合）

（補助率：定額
事業実施主体：都道府県協議会、生乳生産者）

（お問い合わせ先：生産局畜産企画課（03-3502-0874））

飼料生産型酪農経営支援事業の概要

- ・ 自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家(自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者)が将来にわたり安定して経営を継続できるよう支援。
- ・ 輸入粗飼料から国産粗飼料への転換を図るための取組を強力に支援。
- ・ さらに、29年度から、乳用後継牛の増頭のための自給飼料生産を強力的支援に追加。

支援対象者

- ◆ 飼料作物作付面積が、北海道で40a／頭以上、都府県で10a／頭以上
- ◆ 環境負荷軽減(8メニューから2つ選択)に取り組んでいること
- ◆ その他の要件(年間を通じた生乳出荷、事業実施状況の確認への協力等)を満たすこと

支援の水準

- ◆ 全飼料作付面積 1.5万円／1ha
- ◆ うち作付拡大面積
 - 輸入粗飼料からの切替 (1.5万円／1ha) + 3.0万円／1ha 【追加交付】

平成29年度 事業内容拡充のポイント

- 環境メニュー「放牧の実施」の取組対象に都府県における乳用後継牛の放牧を追加。
- 飼料作付の拡大面積に対し、交付金(1.5万円／1ha)に加えて追加交付する交付金(3万円／1ha)を受け取るための要件について、「輸入粗飼料からの切替」に加え、「乳用後継牛の増頭」を追加。



交付金

飼料作付面積

NEW!
「放牧の実施」の対象に乳用後継牛を追加

単価：3万円／1ha
(追加交付)

NEW!
「乳用後継牛の増頭」を追加

単価：1.5万円／1ha

現在の作付面積

拡大面積



肉用牛肥育経営維持安定緊急対応業務出資金

【331（331）百万円】

対策のポイント

肉用子牛価格の高騰により、経営の維持安定が困難な肉用牛肥育農家に対して、資金の円滑な融通を支援します。

<背景／課題>

- ・畜産業においては、高齢化や離農が進み農家戸数や飼養頭数が減少するなど、生産基盤の弱体化が懸念されています。肉用牛繁殖雌牛においても、飼養戸数や飼養頭数の減少を背景に、子牛価格の記録的な高値が続いています。
- ・この子牛価格の高騰は、特に肥育牛経営を悪化させ、経営継続のための子牛購入等に必要な資金の不足を招くおそれが高いです。
- ・他方で、畜産農家は、自己所有の資産を既に資金調達のための担保に供しており、新たな資金借入れのための担保を確保することが困難な場合が多くなっています。

政策目標

「食料・農業・農村基本計画」において設定された需要に応じた生産数量目標を達成
(牛肉の生産量 51万 t (平成25年度) →52万 t (平成37年度))

<主な内容>

子牛価格の高騰による肥育牛経営が資金不足に陥らないよう、(株)日本政策金融公庫に対して出資を行い、農林漁業セーフティネット資金の貸付けに当たって、円滑な資金融通のための実質無担保・無保証人化を措置します。(融資枠 10.6億円)

(出資先：(株)日本政策金融公庫)

(お問い合わせ先：生産局畜産企画課 (03-3501-1083))

肉用牛肥育経営維持安定緊急対応業務出資金

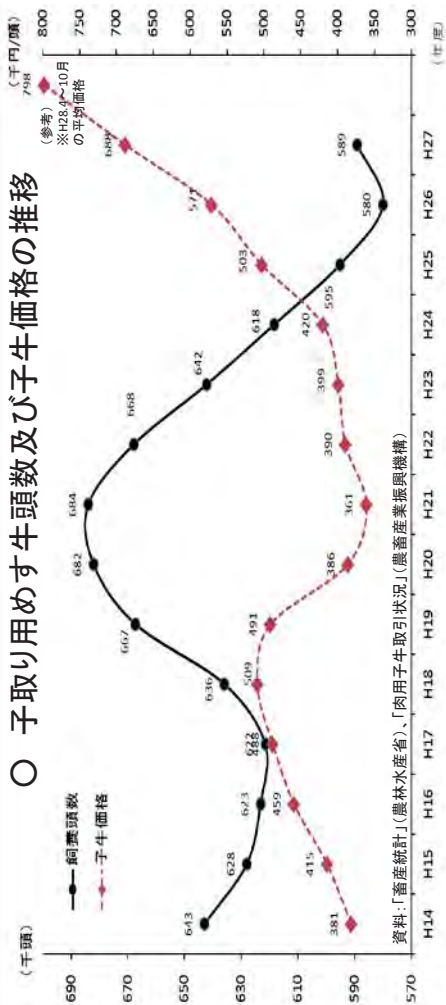
【背景・必要性】

- ・ 肉用牛繁殖雌牛の飼養農家戸数や飼養頭数の減少を背景に、子牛価格の記録的な高値が継続
- ・ 子牛価格の高騰は、肥育牛経営を悪化させ、継続的な子牛購入等のための資金不足を招くおそれ
- ・ 畜産農家は、資産を既に担保として供しており、新たな借入れのための担保を確保することが困難

○ 肉用牛飼養戸数の推移

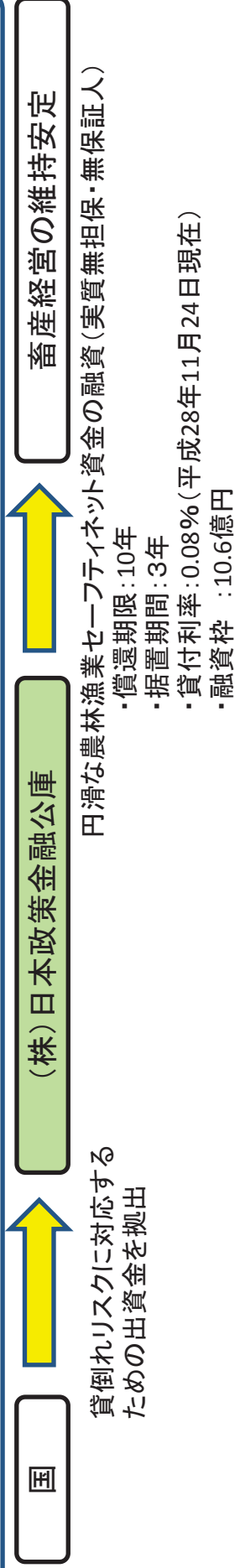
区分/年度	22	23	24	25	26	27
飼養戸数(千戸) 前年比(%)	69.6	65.2	61.3	57.5	54.5	51.9
肉用牛	うち子取 り用雌牛	59.1 (▲7.5)	56.1 (▲5.1)	53.0 (▲5.5)	47.2 (▲5.6)	44.3 (▲6.1)
	飼養戸数(千戸) 前年比(%)	69.6 (▲6.5)	65.2 (▲6.3)	61.3 (▲6.0)	57.5 (▲6.2)	54.5 (▲5.4)

○ 子取り用めす牛頭数及び子牛価格の推移



【対応】

肥育牛経営が資金不足に陥らないよう、(株)日本政策金融公庫に対して出資を行い、農林漁業セーフティネット資金の貸付に当たって、円滑な資金融通のための実質無担保・無保証人化を措置



畜産・酪農経営安定対策

【(所要額) 176,272(169,836)百万円】

対策のポイント

畜種ごとの特性に応じて、畜産・酪農経営の安定を支援することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備します。

<背景/課題>

- ・酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育、養豚及び採卵養鶏の各経営安定対策については、畜種ごとの特性に応じた対策を実施しています。
- ・これらの対策については、引き続き安定的に実施することが必要です。

政策目標

- 生乳の生産量 (745万t (平成25年度) → 750万t (平成37年度))
- 牛肉の生産量 (51万t (平成25年度) → 52万t (平成37年度))
- 豚肉の生産量 (131万t (平成25年度) → 131万t (平成37年度))
- 鶏卵の生産量 (252万t (平成25年度) → 241万t (平成37年度))

<主な内容>

1. 酪農経営安定のための支援

加工原料乳(脱脂粉乳・バター等向け及びチーズ向け生乳)に生クリーム等の液状乳製品向け生乳を追加した上で、これら加工原料乳について生産者補給金を交付するとともに、加工原料乳の取引価格が低落した場合の補填を行います。

加工原料乳生産者補給金 (所要額) 36,991(30,564)百万円
加工原料乳生産者経営安定対策事業の継続
補助率: 定額、3/4以内、1/2以内
事業実施主体: (独) 農畜産業振興機構、指定生乳生産者団体

(関連対策)

飼料生産型酪農経営支援事業 6,960(6,800)百万円

自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家(自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者)に対し、飼料作付面積に応じて交付金(1.5万円/1ha)を交付します。

また、飼料作付面積を拡大し、輸入粗飼料の使用量を削減又は乳用後継牛を増頭した場合には、拡大面積に応じた交付金(3万円/1ha)を追加交付します。

補助率: 定額
事業実施主体: 都道府県協議会、生乳生産者

2. 肉用牛繁殖経営安定のための支援

肉用子牛価格が保証基準価格を下回った場合の生産者補給金に加え、肉専用種の子牛価格が発動基準を下回った場合に、差額の3/4を交付します。

肉用子牛生産者補給金	(所要額)	19,941	(20,280)	百万円
肉用牛繁殖経営支援事業	(所要額)	17,570	(16,894)	百万円
補助率：定額、3/4以内				
事業実施主体：(独)農畜産業振興機構、都道府県域を範囲とする民間団体				

3. 肉用牛肥育経営安定のための支援

粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填金として交付します。(一部の県において地域算定を実施します。)

肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)	(所要額)	86,942	(86,942)	百万円
補助率：定額、3/4以内				
事業実施主体：(独)農畜産業振興機構、都道府県域を範囲とする民間団体、肥育牛生産者				

(関連対策)

肉用牛肥育経営維持安定緊急対応業務出資金 331(331)百万円

肥育経営の急激な資金不足に対応するため、(株)日本政策金融公庫に対して出資を行い、農林漁業セーフティネット資金の貸付けに当たって、実質無担保・無保証人化を措置します。

補助率：定額
事業実施主体：(株)日本政策金融公庫

4. 養豚経営安定のための支援

粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補填金として交付します。

養豚経営安定対策事業(豚マルキン)	(所要額)	9,966	(9,966)	百万円
補助率：定額、1/2以内				
事業実施主体：(独)農畜産業振興機構、肉豚生産者				

5. 採卵養鶏経営安定のための支援

鶏卵の取引価格が補填基準価格を下回った場合に差額の9割を補填するとともに、取引価格が通常の季節変動を超えて大幅に低下した場合には、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設けて需給改善を図る取組に対し奨励金を交付します。

鶏卵生産者経営安定対策事業	4,862	(5,189)	百万円
補助率：定額、3/4以内、1/4以内			
事業実施主体：民間団体等			

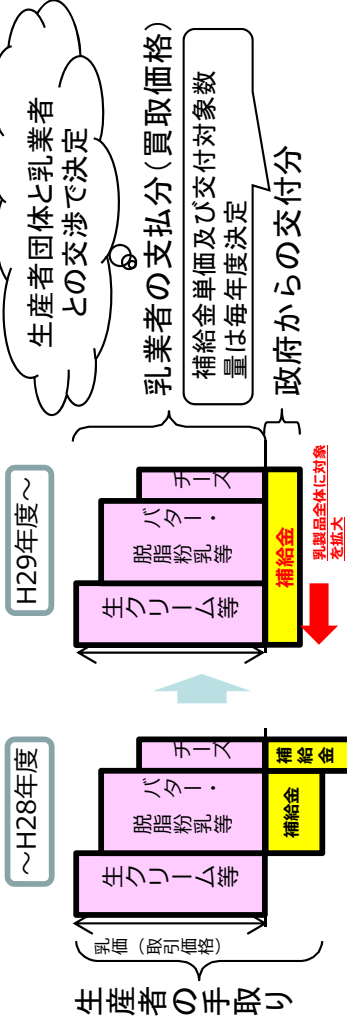
お問い合わせ先：	
1の事業	生産局牛乳乳製品課 (03-3502-5987)
2、5の事業	生産局食肉鶏卵課 (03-3502-5989)
3、4の事業(関連対策を含む)	生産局畜産企画課 (03-3502-5979)

酪農の経営安定対策について

加工原料乳生産者補給金制度

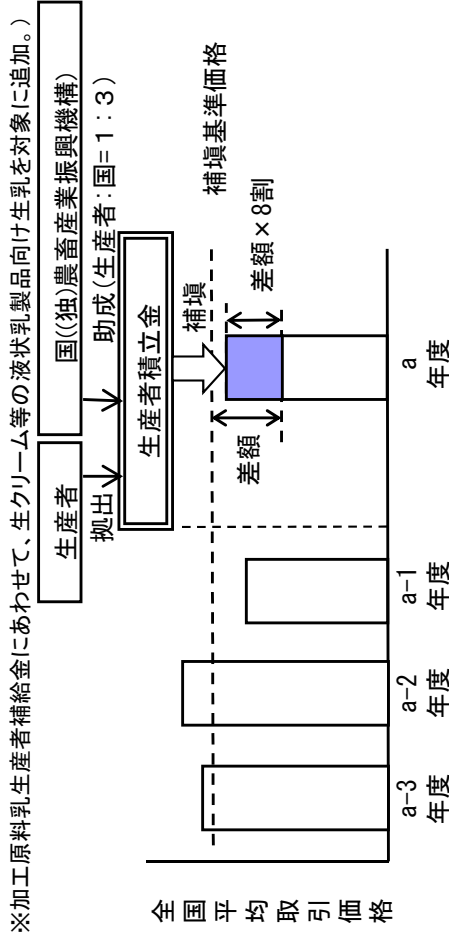
加工原料乳地域(北海道)の生乳の再生産の確保を図ることを目的に、加工原料乳について生産者補給金を交付。(※生クリーム等の液状乳製品向け生乳を制度の対象に追加した上で、補給金単価を一本化。)

29年度加工原料乳生産者補給金単価10.56円/kg、交付対象数量350万トン



加工原料乳生産者経営安定対策事業

加工原料乳価格(脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳価格)が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国が拠出して造成した積立金から補填。
(※加工原料乳生産者補給金にあわせて、生クリーム等の液状乳製品向け生乳を対象に追加。)



飼料生産型酪農経営支援事業(関連対策)

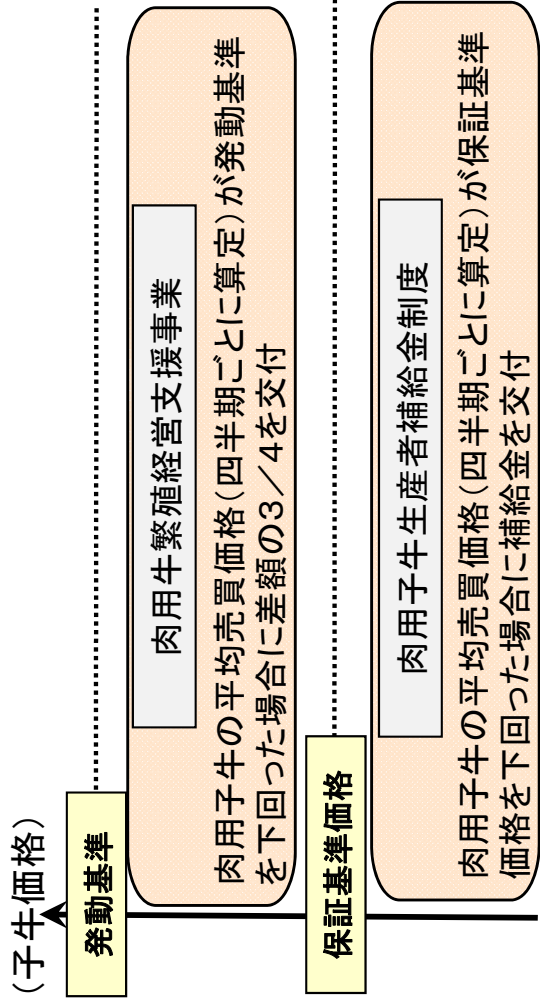
自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家(自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者)に対し、飼料作付面積に応じて交付金を交付(1.5万円/1ha)。

また、飼料作付面積を拡大し、輸入粗飼料の使用量を削減又は乳用後継牛を増頭した場合には、拡大面積に応じた交付金を追加交付(3万円/1ha)。

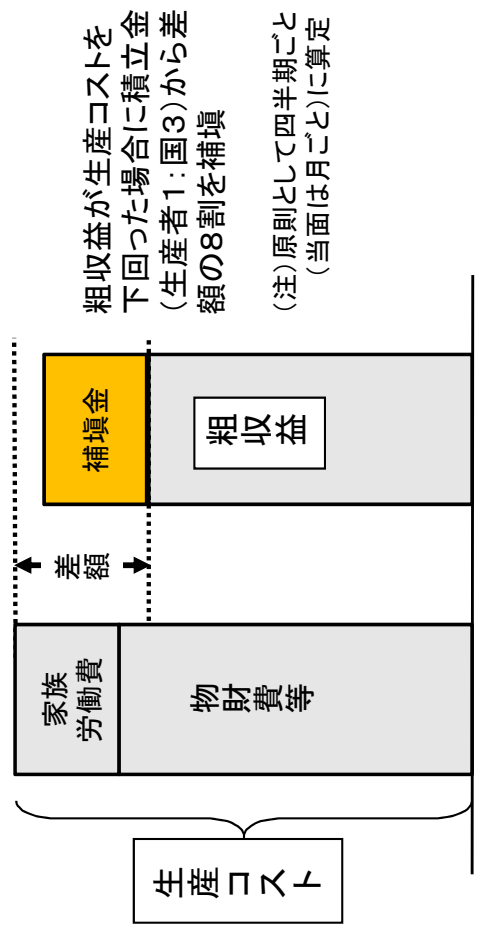
- 対象者の要件
 - ・ 飼料作付面積が、北海道で40a/頭、都府県で10a/頭以上
 - ・ 環境負荷軽減に取り組んでいること
- 交付金単価
 - ・ 飼料作付面積 1.5万円/1ha
 - ・ 飼料作付の拡大面積 1.5万円+3万円/1ha(追加交付)

肉用牛、養豚及び採卵鶏の経営安定対策について

肉用牛繁殖経営対策

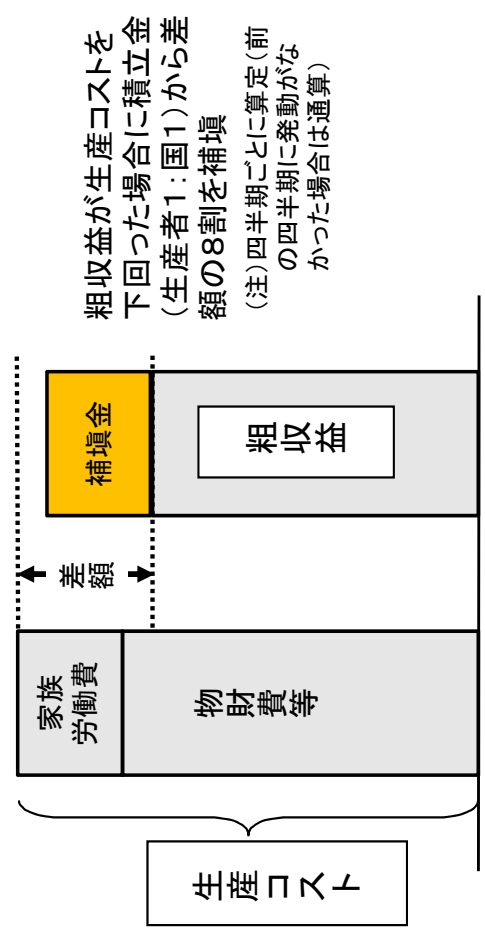


肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)

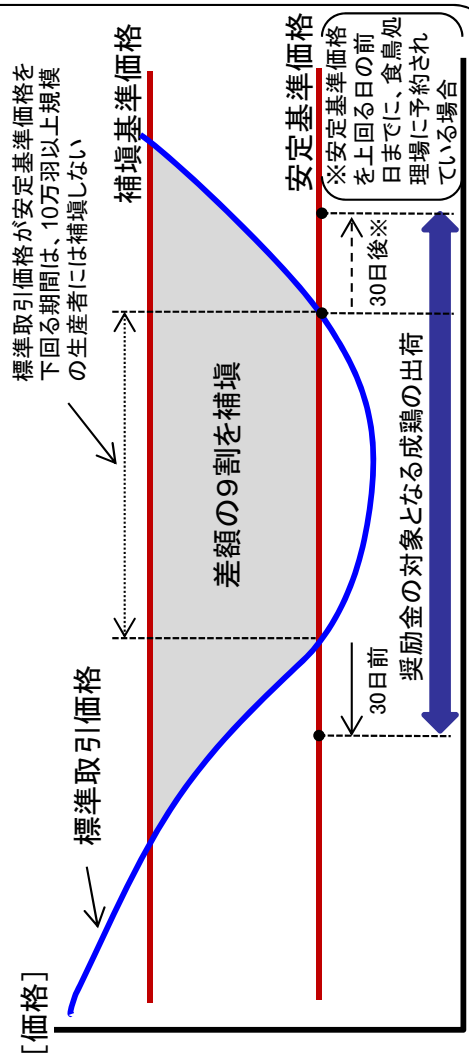


※一部の県において地域算定を実施

養豚経営安定対策事業(豚マルキン)



鶏卵生産者経営安定対策事業



強い農業づくり交付金

【20,174(20,785)百万円】

対策のポイント

国産農畜産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設等の整備等を支援します。

<背景/課題>

- ・「強い農林水産業」を実現するため、生産基盤の整備により、農業の収益力等を強化することが喫緊の課題です。
- ・このため、消費者・実需者の需要に応じて、国産農畜産物を安定的に生産・供給する産地体制等を構築する必要があります。

政策目標

- 指定野菜の加工・業務向け出荷量を39%増(平成37年度(対平成25年度比))
(80万1千ト(平成25年度)→111万6千ト(平成37年度))
- 1中央卸売市場当たりの取扱金額を8%増(平成32年度(対平成25年度比))
(585億円(平成25年度)→632億円(平成32年度))

<主な内容>

1. 産地の収益力の強化とリスクの軽減

高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組に必要な共同利用施設等の整備や再編を支援します。

また、「攻めの農業」の実現に向け、集出荷・処理加工施設等の再編合理化、次世代施設園芸の地域展開、中山間地域の競争力強化、水田における高収益型農業への転換について、優先枠を設置することにより、積極的に支援します。

〔優先枠の例〕

- ・コスト低減に向けた乾燥調製施設等の再編
- ・オランダも参考に高い生産性を実現する大規模な高度環境制御栽培施設等の整備
- ・都道府県が作成する中山間地域の地域別振興計画に基づき行う取組に必要となる共同利用施設等の整備
- ・水稲から園芸作物に転換するための集出荷施設の整備

等

2. 安全で効率的な流通システムの確立

食料の安定的な供給体制等を確保するため、各卸売市場が経営展望に即して行う産地や実需者との連携、品質管理の高度化等に資する施設の整備を支援します。

〔 交付率：都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体等 〕

〔 お問い合わせ先：
1の事業 生産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
2の事業 食料産業局食品流通課 (03-6744-2059) 〕

強い農業づくり交付金

平成29年度予算概算決定額： 20,174(20,785)百万円

国産農畜産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設等の整備等を支援。

補助対象：

① 共同利用施設等整備

乾燥調製施設、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設、生産技術高度化施設、家畜市場、畜産物処理加工施設、小規模土地基盤整備、飼料作物作付条件整備 等

② 卸売市場施設整備

売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、情報処理施設等

交付率：

都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内等）

事業実施主体：

都道府県、市町村、農業者の組織する団体等

交付先：

国 → 都道府県

事業の流れ



支援メニュー

- 1 産地収益力の強化
各品目の生産性向上等の取組に必要な共同利用施設等の整備を支援
- 2 産地合理化の促進
産地の集出荷、処理加工体制の合理化に必要な共同利用施設等の再編等を支援
- 3 気象災害等リスクの軽減
気象災害等産地を弱体化させるリスクの軽減に必要な共同利用施設等（被害防止施設等）の整備を支援
- 4 食品流通の合理化
安全で効率的な市場流通システムの確立に必要な卸売市場施設の整備を支援

優先枠の設定

「攻めの農業」の実現に向け、次の取組を積極的に支援します。

- ① 集出荷・加工の効率化に向けた再編合理化【20億円】
高収益な産地体制への転換を図るために、集出荷・処理加工施設等の再編合理化
- ② 次世代施設園芸の地域展開【20億円】
オランダも参考に高い生産性を実現する大規模な高度環境制御栽培施設等の整備
- ③ 中山間地域の競争力強化【30億円】
都道府県が作成する中山間地域の地域別振興計画に基づき行う取組に必要となる共同利用施設等の整備
- ④ 水田における高収益型農業への転換【10億円】
水稲から園芸作物に転換するための集出荷施設等の整備

酪農経営体生産性向上緊急対策事業 [新規]

【6,000(一)百万円】

対策のポイント

酪農家における労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資する機械・装置の導入を支援するとともに、搾乳などに関する作業の集中管理により外部化するモデル的な取組を支援します。

<背景/課題>

- ・酪農家は、毎日の朝夕に欠かすことができない搾乳や給餌、深夜対応も求められる分娩監視等の通常の作業に加え、粗飼料の生産・調製作業の負担が重複して生ずるなどにより労働負担が大きいことが、高齢化に伴う離農の原因や後継者による継承が進まない一因となっています。
- ・このため、酪農家の労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資する機械・装置の導入等を支援し、労働条件を改善する必要があります。

政策目標

労働負担軽減・省力化の推進により、酪農家の労働時間を短縮

<主な内容>

酪農家における労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資する機械・装置の導入を推進するため、地域の労働負担軽減計画を作成し、当該計画を実現するための

- ① 労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資する機械・装置の導入
 - ② モデル的に搾乳作業などを外部化する集合搾乳施設の設置
- を支援します。

（補助率：定額、1/2以内）
事業実施主体：民間団体

[お問い合わせ先：生産局畜産振興課 (03-6744-2587)]

酪農経営体生産性向上緊急対策事業

【平成29年度予算概算決定額：6,000(一)百万円】

- 酪農家における労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資する機械・装置の導入を支援
- 搾乳などに関する作業の集中管理により外部化するモデル的な取組を支援

『地域楽酪 応援計画』 の策定



早朝・夜における搾乳や集送乳などの作業は、高齢になるほど負担が大きい。生乳生産の効率化につながるよう、飼養管理の省力化や高度化につながる機械・装置を導入しましょう。

飼養管理の省力化・高度化に資する機械・装置の導入支援

搾乳ロボット



労働時間の約5割を占める搾乳作業を自動化

搾乳ユニット搬送レール



搾乳作業の負担軽減と時間短縮

地域の実情を踏まえ、

- ① 酪農家に対する機械・装置の導入
- ② これらの省力化・高度化に資する機械・装置を備えた集合搾乳施設の設置

を支援

自動給餌機



労働時間の約2割を占め、人力での運搬が重労働である給餌作業を自動化

ほ乳ロボット



家族経営では女性や高齢者が担当する機会が多い子牛のほ乳作業を自動化

発情発見装置



発情した牛は通常より歩数が増えることから、行動観察を行わなくても的確に発情を発見

多様な畜産・酪農推進事業 [拡充]

【435（414）百万円】

対策のポイント

多様な畜産・酪農経営の実現と消費者ニーズに対応した畜産物を安定的に供給するため、種畜の遺伝的能力評価に基づく家畜改良増殖や個体識別情報を活用した飼養管理の効率化等を推進します。

(遺伝的能力評価とは)

- 畜産物の生産効率に影響する要因は、生産環境に関わる飼養管理と家畜の持って生まれた遺伝的能力の2つに大別されます。この遺伝的能力は、母側からの卵子と父側からの精子が持っている遺伝子により決定されます。遺伝的能力評価は、この結果を基礎として後代を残す個体を選抜することになるため、データに基づき正確に評価する必要があります。

(家畜改良増殖目標)

- 「高く売れる」「生産量が多い」といった従来からの価値観だけでなく、特色ある家畜による多様な畜産経営、消費者ニーズに応えた畜産物の供給、長期的にひっ迫基調の穀物需給への適応を軸とした家畜づくりを進めるため、家畜改良増殖法に基づく家畜の能力・体型・頭数の目標である「家畜改良増殖目標」を策定し、計画的な家畜の改良増殖を推進しています。

政策目標

家畜改良増殖の推進や個体識別情報の活用により生産数量を維持・拡大

<主な内容>

1. 家畜改良増殖の推進

DNA解析情報と血統情報を活かした和牛の遺伝的多様性確保のための取組や、能力の高い乳牛の早期作出モデルの実証等を支援するとともに、種畜の遺伝的能力評価の精度向上やスマート畜産の推進に必要な基礎的データを全国的・効率的に収集・分析する体制を整備します。

家畜改良対策推進 343（363）百万円
補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：民間団体、大学

2. 家畜個体識別システム利活用の促進

牛の個体識別情報と飼養管理等の生産情報を一元的に管理し、その活用による家畜改良及び飼養管理の効率化・高度化を図る全国統一の仕組みの構築を支援します。また、豚の生産情報の消費者への効率的な提供等を行います。

家畜個体識別システム利活用促進 53（51）百万円
補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：民間団体

3. 持続可能性配慮型飼養管理の推進

畜産生産者をターゲットとした「GAP取得チャレンジシステム」の普及・啓発を図り、ひいては日本版畜産GAPの取得を拡大することにより、持続可能性に配慮した飼養管理水準の向上を図ります。

持続可能性配慮型飼養管理推進 39（－）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

1. 家畜改良対策推進

【343（363）百万円】

対策のポイント

DNA解析情報を活用した評価手法の導入や種畜の遺伝的能力評価精度の向上、スマート畜産の推進に必要な基礎的データを全国的・効率的に収集・分析する体制の整備を図ることにより、多様な畜産・酪農経営の実現を推進します。

<背景／課題>

- ・家畜の改良増殖は、畜産物の生産コストの低減や品質向上を通じて、畜産物の安定供給と経営の健全な発展を図っていく上で極めて重要であるとともに、食料自給率の向上にも貢献するものです。
- ・家畜の能力を向上させるためには、家畜の資質、能力等を正確に把握・分析し、多数の個体の中から優れた個体を選抜し、利用することが不可欠です。

政策目標

家畜改良増殖の推進により生産数量を維持・拡大

<主な内容>

1. 事業内容

(1) 遺伝的能力評価の推進

乳用牛においてはDNA解析情報を活用した能力の高い乳牛の早期作出モデル実証、肉用牛においては枝肉、繁殖性等に係るデータ収集・分析、豚においては血縁構築のための種豚の導入や広域能力評価を図ること等により、遺伝的能力評価の精度向上や効率的な家畜改良を推進します。また、生産現場における課題を解決するための、牛群検定情報等のデータ収集・整理などスマート畜産推進の取組を支援するとともに、乳用牛の多様な品種の受精卵の導入を支援します。

【補助率：定額、1／2以内】

(2) 和牛の遺伝的多様性の確保対策

DNA解析情報と血統情報を活かした遺伝的多様性の評価手法の確立を推進し、和牛改良体制に導入するための取組に対して支援します。

【補助率：定額】

2. 事業実施主体

民間団体、大学

[お問い合わせ先：生産局畜産部畜産振興課（03-6744-2587）]

2. 家畜個体識別システム利活用促進 [拡充]

【53（51）百万円】

(1) 牛の個体識別情報活用の効率化・高度化対策 [新規]

【27（－）百万円】

対策のポイント

牛の飼養管理に関する情報を全国で一元集約化し、その活用による家畜改良及び飼養管理の効率化・高度化を推進します。

<背景/課題>

- ・畜産経営における労働負担の軽減と経営の効率化が政策課題である中、経験や勘に頼るのではなく、データに基づいた合理的な飼養管理を図る必要があります。
- ・地域内だけのデータ管理では、地域を越えて移動した牛のデータが追跡・把握できないことにより、十分なデータが揃わず、治療や人工授精などで期待された効果が得られないとの課題があります。
- ・このため、牛の個体識別情報と飼養管理等の生産情報を全国で一元集約し、その全国的な利用により、家畜改良及び飼養管理の効率化・高度化を図り、自らの経営改善点を自発的に把握できる取組を推進する必要があります。

政策目標

個体識別情報と生産情報を併せて活用することによる生産数量を維持・拡大

<主な内容>

1. 事業内容

(1) 全国推進協議会の設置

牛の個体識別番号をキーとした生産情報の活用を図り、経営の「見える化」を推進するため、全国で飼養管理等の生産情報を一元的に管理するための仕様やルール作りの検討会を開催する取組を支援します。

【補助率：定額】

(2) 生産情報の集約・分析のためのシステム整備

牛の個体識別情報と飼養管理等の生産情報を組み合わせて活用するため、クラウドネットワークサービスを活用した、拡張性の高い全国どこからでも利用できるシステムの構築を支援します。

【補助率：定額】

2. 事業実施主体

民間団体

[お問い合わせ先：生産局畜産部畜産振興課（03-6744-2276）]

(2) 豚トレーサビリティ推進対策

【26(30)百万円】

対策のポイント

生産情報を消費者へ提供することによる豚肉のブランド力向上を図るためのトレーサビリティの普及・実用化及び、トレーサビリティを活用した改良のための情報提供等による養豚経営の体質強化を推進します。

<背景/課題>

- ・養豚経営の体質強化を図るためには、種豚の繁殖能力や産肉能力の向上による肉豚生産の効率化と高品質化を図るとともに、国産豚肉のブランド力の強化を図ることが必要です。
- ・国産豚肉のブランド力を強化するためには、特色ある豚肉を生産するとともに、生産情報を提供すること等により消費者の信頼を高めることが重要です。

政策目標

個体識別情報の活用により生産数量を維持・拡大

<主な内容>

1. 豚トレーサビリティ推進対策

(1) 豚トレーサビリティの普及・実用化

生産者及び流通業者の豚トレーサビリティに関する理解醸成、消費者等への周知を図るための取組を支援します。

【補助率：定額】

(2) 国産豚肉の訴求力の向上

豚の給与飼料等の飼養管理に係る情報提供を強化し、消費者に対して国産豚肉の訴求力を向上させる取組を支援します。

【補助率：定額】

(3) トレーサビリティを活用した豚の改良情報の提供等

トレーサビリティを活用した種豚改良のためのデータ収集や分析、国産豚肉の品質向上のための改良情報の提供体制の整備を支援します。

【補助率：定額】

2. 事業実施主体

民間団体

[お問い合わせ先：生産局畜産部畜産振興課（03-3591-3656）]

3. 持続可能性配慮型飼養管理推進 [新規]

【39 (一) 百万円】

対策のポイント

畜産生産者をターゲットとした「GAP取得チャレンジシステム」の普及・啓発を図り、ひいては日本版畜産GAPの取得を拡大することにより、持続可能性に配慮した飼養管理水準の向上を図る。

<背景/課題>

近年、民間での取引において畜産物に付加価値を付けるため、持続可能性に配慮した飼養管理が求められる傾向が世界的に見られます。また、動物福祉分野についてはOIE（国際獣疫事務局）において指針の新規策定・改正が頻繁に行われています。このため、今後、我が国の畜産物の評価をさらに高めていくためには、持続可能性に配慮した飼養管理への取組を推進していくことが重要となっています。

政策目標

畜産生産者の飼養管理水準の向上

<主な内容>

1. 事業内容

(1) GAP取得チャレンジシステムの普及・啓発

畜産生産者を対象とした普及・啓発セミナー、研修会の開催等により、GAP取得チャレンジシステムの普及・啓発の推進を支援します。

【補助率：定額】

(2) 動物福祉に関する飼養管理の指導

OIE（国際獣疫事務局）での動物福祉分野の指針改定等を踏まえ、国内における動物福祉に関する適切な飼養管理の指導等を支援します。

【補助率：定額】

2. 事業実施主体

民間団体等

[お問い合わせ先：生産局畜産部畜産振興課（03-6744-2276）]

産地活性化総合対策事業のうち養蜂等振興強化推進事業 [拡充]

【2, 355(2, 049)百万円の内数】

対策のポイント

- ・養蜂振興のため、蜜源確保、熊被害の実態調査や蜜蜂の衛生・飼養管理技術の普及の取組を支援します。
- ・花粉交配用昆虫の安定確保のため、在来種マルハナバチの利用拡大に必要な取組を支援します。

<背景/課題>

- ・養蜂については、近年、蜜源植物の植栽面積が減少していることや、蜜蜂を農薬被害から退避させる場所が十分でない状況にあることから、蜜源確保が必要となっています。
- ・また、熊による盗蜜の被害が多く発生しており、その被害の把握と対策の検討などが必要となるとともに、ダニによる病気が増加していることなどから、衛生・飼養管理技術の普及が必要となっています。
- ・花粉交配用として広く利用されているセイヨウオオマルハナバチが平成18年に特定外来生物に指定され、既存の利用農家以外の飼養が禁止されたことなどを受け、施設園芸における花粉交配用昆虫の安定確保のためには、セイヨウオオマルハナバチから在来種マルハナバチへの切替が急務となっています。

<主な内容>

(地区推進)

1. 蜜源植物の植栽支援

蜜源植物を確保し、蜂群の適正配置、農薬被害からの退避、熊被害の発生しにくい地区への転飼を推進するため、養蜂家を対象とした蜜源植物の植栽、管理に対して支援します。

2. 在来種マルハナバチの利用拡大支援

花粉交配用として在来種マルハナバチの利用拡大に取り組む地域に対して、先進地の情報収集や地域での利用実証・展示、農業者への利用技術講習会の開催等、地域での利用の拡大・普及に係る取組を支援します。

(全国推進)

3. 衛生・飼養管理技術向上支援 [拡充]

- ・養蜂関係者に対する衛生管理や農薬・熊被害防止等を進めるための飼養管理に関する講習・指導等、技術向上のための取組を支援します。
- ・熊被害が発生しにくい地区の環境も含めた熊被害の実態調査・分析、情報提供の取組等に対して支援します。

補助率：1及び3	定額
2	定額、1/2
事業実施主体：1	協議会
2	協議会等
3	民間団体等

お問い合わせ先：

1及び3の事業

生産局畜産振興課畜産技術室(03-3591-3656)

2の事業

生産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室(03-3593-6496)

養蜂等振興強化推進事業

産地活性化総合対策事業

2,355 (2,049) 百万円の内数

養蜂等を取り巻く状況の変化

- 平成24年に養蜂を取り巻く状況の変化を踏まえて養蜂振興法を改正。
- 近年、蜜源植物の植栽面積は減少傾向で、農薬被害から蜜蜂を退避させたくても、採蜜可能な退避場所が十分に確保できない状況。
- 熊の盗蜜に伴う巣箱の破損被害が多く発生しており、転飼調整が困難になるとともに、周辺の農作物に対して、熊の被害を引き起こす懸念も拡大。
- ダニによる病気も増加しており、農薬被害防止対策とあわせて、蜜蜂を守るための衛生・飼養管理技術の普及が必要。
- 施設トマト等の授粉に広く利用されているセイヨウオオマルハナバチが平成18年に特定外来生物に指定。野外への逸出が問題となり、逸出防止対策が義務化されるとともに、既存の利用農家以外の飼養が禁止。
- 平成21年の花粉交配用蜜蜂不足による施設園芸農家の危機的状況は脱しているが、未だ、需給状況は逼迫。不足が起きれば、生産コストの増加等、経営に大きく影響。
- セイヨウオオマルハナバチから在来種マルハナバチへの切替や、花粉交配用蜜蜂の需給状況に左右されない施設園芸産地体制の構築が必須。

(地区推進)

蜜源植物の植栽支援

蜜源植物を確保し、蜂群の適正配置、農薬被害からの退避、熊被害への対応を推進するため、養蜂家を対象とした蜜源植物の植栽・管理に対して支援

在来種マルハナバチの利用拡大支援

在来種マルハナバチの利用技術実証・展示に係る取組のほか、先進地視察・情報収集、農業者への講習会の開催や在来種マルハナバチの導入等の地域への普及に係る取組に対して支援

(全国推進)

衛生・飼養管理技術向上支援[拡充]

- ・ 養蜂関係者に対する衛生管理、農薬・熊被害防止等を進めるための飼養管理技術講習・指導への支援
- ・ 熊被害が発生しにくい地区の環境も含めた熊被害の実態調査・分析等の支援



○養蜂振興法の円滑な運用の推進

○花粉交配用昆虫の安定確保による施設園芸の体制強化

○蜜蜂の衛生・飼養管理の徹底による養蜂経営の安定

○養蜂等を通じ、所得の増加と地域の活性化

産地活性化総合対策事業のうち地鶏等生産振興推進事業

[新規]

【2, 355 (2, 049) 百万円の内数】

対策のポイント

増体性等に優れた地鶏を作出するため、素材鶏の能力強化を支援します。

<背景/課題>

- ・輸入鶏肉との差別化を図りつつ、国産鶏肉の海外輸出にも取り組んでいくためには、在来種の鶏を活用し、肉質面で特徴のある地鶏肉の生産基盤を強化していくことが重要です。
- ・各都道府県において在来種の改良が行われてきましたが、この在来種とかけ合わせて地鶏肉生産に用いられる「素材鶏」について、その産卵性や増体性の改善を図ることが大きな課題となっています。
- ・このため、複数の都道府県で素材鶏を共有し、共同で素材鶏の能力を強化する取組を推進していく必要があります。

<主な内容>

1. 素材鶏の能力強化のための連絡調整会議

複数の都道府県が協力して素材鶏の能力を強化する体制を整備するため、民間団体等が実施する連絡調整会議の開催に対して支援します。

2. 素材鶏の共同評価を行う取組に対する支援

複数の都道府県が共同で実施する素材鶏の導入及び能力評価、導入した素材鶏を用いた組合せ検定による能力調査、地鶏肉の肉質評価に対して支援します。

補助率：1	定額
2	1 / 2
事業実施主体：1	民間団体等
2	複数の都道府県等で構成する協議会

[お問い合わせ先：生産局畜産振興課畜産技術室（03-3591-3656）]

地鶏等生産振興推進事業

〔産地活性化総合対策事業 2,355 (2,049) 百万円の内数〕

地鶏肉を取りまく状況

- 輸入鶏肉との差別化を図りつつ、国産鶏肉の海外輸出にも取り組んでいくためには、肉質面で特徴のある地鶏肉の生産基盤強化が重要

〈課題〉

各県において在来種の改良が行われきたが、この在来種とかけ合わせて地鶏肉生産に用いられる「素材鶏」について、その産卵性や増体性の改善を図ることが必要

〈かけ合わせの一例〉



素材鶏の能力強化のための連絡調整会議

- ・ 共同で素材鶏の能力強化を進めるための連絡調整会議の開催

素材鶏の共同評価を行う取組に対しての支援

- ・ 素材鶏の導入及び能力評価
(例: 増体性に優れた軍鶏、産卵性の高いロードアイトレッド)
- ・ 導入した素材鶏を用いた組合せ検定による能力調査
(増体性、産卵性、育成率など)
- ・ 生産された地鶏肉の肉質評価(成分分析、官能評価)

在来種に優れた素材鶏を掛け合わせることで、肉質面で特徴のある次世代型の実用鶏を作出

○差別化が可能な地鶏肉の生産基盤の強化



東日本大震災農業生産対策交付金

(総務課生産推進室(内閣府復興庁計上))
【2,586(3,312)百万円の内数】

1 被災地における生産力の回復

- (1) 津波等の影響で生産力が低下した草地において、その生産性の回復に向けた機械・施設の復旧等を強化する以下の取組を支援します。
- ・ 飼料播種機、収穫機等の機械のリース導入やバンカーサイロ、飼料保管庫、TMRセンター等の施設の復旧
 - ・ 放牧地や牧柵等の放牧関連施設の修理、再整備
- (2) 被災地域の畜産・酪農の産地再生・競争力の強化等を図るため、以下の自給飼料生産・調製体制の再編に関する取組を支援します。
- ・ 草地除染対象地域の周辺地域における草地生産性向上対策
 - ・ 飼料生産組織の高度化に必要な機械のリース方式による導入

2 農畜産物の販売力の回復

- (1) 草地の原発事故に伴う放射性物質による汚染に対応するため、牧草の品種・品目転換や反転耕・深耕等を行うことにより放射性物質の影響を低減する吸収抑制対策の取組を支援します。
- (2) 被災地域の畜産経営の競争力を速やかに回復するために、以下の家畜の改良体制の再構築に資する取組を支援します。
- ・ 地域の家畜改良の基礎となる高能力種畜の導入
 - ・ 性判別精液等を用いて生産した性判別受精卵の導入
 - ・ 高能力牛からの受精卵生産
 - ・ 牛群検定の活用による改良体制の回復
- (3) 被災地域の公共牧場の牧草地の再生利用を進めるため、以下の急傾斜地等での効率的・効果的に放射性物質の影響を低減する取組を支援します。
- ・ 放射性物質の影響を低減する技術を組み合わせたモデル実証
 - ・ 公共牧場再生利用のための方策等を検討する推進会議等の開催
- (4) 農家等で一時保管されている放射性物質に汚染された牧草・牛ふん堆肥等の処理を推進するため、放射性セシウム濃度の再測定を行い、その処理方法や集中保管場所への移動の検討等を行う取組を支援します。

補助率：都道府県への交付率は定額
(事業実施主体へは1/2以内等)
事業実施主体：農業者の組織する団体等

お問い合わせ先：
1及び2(1)、(3)、(4)の事業：生産局飼料課(03-6744-2399)
2(2)の事業：生産局畜産振興課(03-6744-2587)

I 飼料自給率の向上

飼料自給率向上関連事業

飼料増産総合対策事業	1, 011	(1,011)	百万円
草地関連基盤整備<公共>	6, 197	(4,783)	百万円
飼料生産型酪農経営支援事業	6, 960	(6,800)	百万円
水田活用の直接支払交付金	315, 000	(307,775)	百万円の内数
米活用畜産物等ブランド化推進事業	35	(35)	百万円の内数
強い農業づくり交付金	20, 174	(20,785)	百万円の内数
農業労働力最適活用支援総合対策事業	150	(250)	百万円の内数

対策のポイント

国産飼料の一層の生産と着実な利用拡大により、飼料自給率の向上を図り、飼料生産基盤に立脚した力強い畜産経営を確立します。

(飼料の種類)

飼料は、粗飼料と濃厚飼料に分けられます。

① 粗飼料・・・乾牧草、サイレージ（牧草、青刈りとうもろこし、飼料用稲等を発酵させたもの）、稲わら等

② 濃厚飼料・・・穀類（とうもろこし、こうりゃん、大麦、飼料用米等）、糠類（ふすま、米ぬか等）、油粕類（大豆油粕、なたね油粕等）、エコフィード等

牛等の草食性家畜には粗飼料と濃厚飼料を給与しますが、豚や鶏にはほとんど濃厚飼料のみを給与します。

濃厚飼料は、その大宗を海外から輸入しており、新興国等の穀物需要の増大や異常気象等により穀物の価格上昇や供給の不安定等が懸念されます。このため、国内の飼料生産基盤に立脚した足腰の強い畜産経営の実現に向けて国産飼料の生産の拡大を進めています。

政策目標

飼料自給率の向上（26%（平成25年度） →40%（平成37年度））
飼料作付面積の拡大（89万ha（平成25年度） →108万ha（平成37年度））

<主な内容>

1 飼料増産総合対策事業 1,011（1,011）百万円
輸入飼料原料に過度に依存した畜産から国内の飼料生産基盤に立脚した畜産に転換するため、国産飼料の一層の生産と着実な利用拡大、飼料生産の外部化や食品残さ等の飼料利用の拡大の支援等により飼料自給率の向上を図り、力強い畜産経営を確立します。

(1) 草地生産性向上対策 277（290）百万円

- ① 草地の生産性向上を図るための草地改良
- ② 新品種等の優良飼料作物種子の活用促進
- ③ 飼料生産組織（コントラクター等）の飼料生産技術者の資質向上
- ④ 配合飼料給与量を低減させる粗飼料や濃厚飼料原料（イアコーン等）の国内生産・給与技術（スマートフィーディング）の実証
- ⑤ 公共牧場の新たな活用方法の検討にかかる取組等を支援します。

（補助率：定額、1/2以内、1/3以内）
事業実施主体：農業者集団、民間団体

[平成29年度予算の概要]

(2) 国産粗飼料増産対策 564(551)百万円

① コントラクター等が地域の飼料生産の担い手として機能の高度化を図るため、国のガイドラインの方向に即し、飼料生産作業の集積等により生産機能の強化を図る取組

② コントラクター等による青刈りとうもろこしなどの栄養価の高い良質な粗飼料(高栄養粗飼料)の作付・利用拡大の取組

③ 省力化・低コスト化を図るため地域一体となった放牧の取組等を支援します。

〔補助率：定額、1/2以内、1/3以内〕
事業実施主体：農業者集団、民間団体〕

(3) エコフィード増産対策事業 170(170)百万円

エコフィードの品質向上及びエコフィード利用畜産物の差別化の促進、地域の関係者との連携による食品残さ等の飼料利用体制の構築、活用が進んでいない食品残さを原料としたエコフィードの増産等を支援します。

〔補助率：定額、1/2以内〕
事業実施主体：農業者集団、民間団体〕

※ 上記事業以外の飼料対策

2 草地関連基盤整備<公共> (農村振興局計上)
6,197(4,783)百万円

畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成に資する飼料生産の基盤整備等を推進します。

〔農業農村整備事業で実施〕
国費率、補助率：2/3、1/2等
事業実施主体：国、都道府県、事業指定法人〕

3 飼料生産型酪農経営支援事業 (畜産企画課計上)
6,960(6,800)百万円

自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家(自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者)に対し、飼料作付面積に応じて交付金(1.5万円/1ha)を交付します。

また、飼料作付面積を拡大し、輸入粗飼料の使用量を削減又は乳用後継牛を増頭した場合には、拡大面積に応じた交付金(3万円/1ha)を追加交付します。

〔補助率：定額〕
事業実施主体：都道府県協議会、生乳生産者〕

4 水田活用の直接支払交付金（飼料関連部分）（政策統括官穀物課計上）
315,000（307,775）百万円の内数

水田を活用して、飼料作物、飼料用米、稲発酵粗飼料用稲等を生産する農業者に対し、交付金を直接交付します。併せて、地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の特色のある魅力的な製品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、二毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援します。

(1) 戦略作物助成

- ・ 飼料作物 交付単価： 35,000円/10a
- ・ 稲発酵粗飼料用稲（WCS用稲） 交付単価： 80,000円/10a
- ・ 飼料用米 交付単価： 収量に応じ、55,000～105,000円/10a

(2) 産地交付金 101,572（80,555）百万円の内数

（ 交付率：定額
交付先：農業者、集落営農）

5 米活用畜産物等ブランド化推進事業

(1) 米活用畜産物等ブランド展開事業（政策統括官穀物課計上）
24（24）百万円

飼料用米を活用した豚肉、鶏卵等の畜産物など、米を利用した新たな食品のブランド化による需要の拡大を図るため、検討会の開催、生産流通実態の調査、販路開拓・販売促進に要する経費を支援します。

（補助率：定額（1/2相当）
事業実施主体：協議会）

(2) 米活用畜産物等全国展開事業（政策統括官穀物課計上）
11（11）百万円

飼料用米を活用した豚肉、鶏卵等の畜産物など、米を利用した新たな食品の全国的な認知度向上を図る上で必要となる検討会の開催、ブランド化のためのPRロゴマークの普及、市場調査、特色ある地域での取組事例等の情報収集・発信、フェアの開催に要する経費を支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

6 強い農業づくり交付金（総務課生産推進室計上）
20,174（20,785）百万円の内数

地方の高い自主性と裁量に基づく飼料増産に向けて、簡易作付条件整備等の飼料基盤整備、放牧関連施設、国産粗飼料や飼料用米の生産・調製・保管施設の整備等の取組を支援します。

（ 交付率：都道府県への交付率は定額
（事業実施主体へは事業費の1/2以内等）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体等）

7 農業労働力最適活用支援総合対策事業（技術普及課計上）
150（250）百万円の内数

産地単位で、生産者団体や市町村等の関係者が構成員となって「労働力確保戦略センター」を立ち上げ、労働力の募集や産地への派遣、農業サービス事業者による農作業の外部化や援農隊による労働力の提供など、産地の発意と自主的な活動に基づいた、戦略的・実践的に労働力を確保・活用するための取組を支援します。

（ 交付率：1/2等
事業実施主体：生産者団体・市町村・農業者等からなる協議会等）

飼料増産総合対策事業

【1,011(1,011)百万円】

草地生産性向上対策

【277(290)百万円】

対策のポイント

生産性の低下した草地の土壌分析等による草地改良や優良飼料作物種子の活用を進めるための品種特性調査、飼料作物種子・飼料用稲専用品種種子の調整保管及び飼料生産技術者の資質向上等を支援します。

<背景/課題>

(飼料自給率の向上)

- ・ 畜産物の生産コストに占める飼料費の割合は、酪農及び肉用牛生産で約4割となっており、飼料価格の上昇は、畜産経営に大きく影響します。このため、飼料作物作付面積の拡大と単収向上を図り、飼料自給率を向上させることが必要です。
- ・ 飼料作物の生産拡大のためには、草地における大幅な収量増を図るための草地改良の推進やその効果を最大限引き出すための優良飼料作物種子の活用、飼料生産技術者の資質向上等を推進することが必要です。

政策目標

飼料自給率の向上(26%(平成25年度) →40%(平成37年度))
飼料作付面積の拡大(89万ha(平成25年度) →108万ha(平成37年度))

<主な内容>

1 事業内容

(1) 生産性向上のための草地改良

土壌分析に基づく施肥や地域に適合した牧草等の優良品種の導入による草地改良の取組を支援します。

【補助率：1/2以内、1/3以内】

(2) 優良飼料作物種子の活用・放牧技術等の向上

優良飼料作物種子の普及を進めるための品種特性調査、新品種等の優良飼料作物種子の活用、飼料生産・放牧に関する技術の向上に向けた取組を支援します。

【補助率：定額】

(3) 飼料作物種子の調整保管

飼料作物種子及び飼料用稲専用品種種子について安定供給を図るための調整保管を支援します。

【補助率：定額】

(4) 自給飼料生産技術向上(拡充)

飼料生産技術者の資質向上を図る取組、配合飼料給与量を低減させる粗飼料や濃厚飼料原料(イアコーン等)の国内生産・給与技術(スマートフィーディング)の実証、公共牧場の新たな活用方法の検討にかかる取組を支援します。

【補助率：定額、1/2以内】

2 事業実施主体

農業者集団((1)の事業)

民間団体((1)以外の事業)

[お問い合わせ先：生産局畜産部飼料課 (03-6744-2399)]

国産粗飼料増産対策

【564（551）百万円】

対策のポイント
コントラクター等の機能高度化による国産粗飼料の生産・利用拡大、放牧を活用した飼養管理の省力化・低コスト化の取組等を支援します。

<背景/課題>

（飼料生産組織の機能高度化）

- ・ 国産粗飼料の生産・利用の拡大を図るためには、飼料生産組織（コントラクター等）が、従来の「畜産農家から飼料生産作業を受託する組織」の枠を越え、作業の集積による飼料生産機能の強化など、地域の飼料生産を担える機能を備えた組織に生まれ変わることが必要です。

（高栄養粗飼料の増産）

- ・ 輸入穀物等の価格高騰による畜産経営への影響を軽減するためには、栄養価の高い良質な粗飼料（青刈りとうもろこしやアルファルファ等）の生産拡大により、配合飼料の利用削減を促進することが重要です。
- ・ 栄養価の高い良質な粗飼料の作付・収穫・調製にかかるコストや労働負荷の軽減を図るためには、コントラクターやTMRセンターによる効率的な生産・供給体制を構築することが必要です。

（肉用繁殖牛・乳用牛の放牧の推進）

- ・ 草地や中山間地域等の不作付地等の土地資源を有効に活用し、酪農・肉用牛繁殖経営の省力化、低コスト化を図るためには、地域が一体となって放牧の取組を推進することが重要です。

政策目標

飼料自給率の向上（26%（平成25年度） →40%（平成37年度））
飼料作付面積の拡大（89万ha（平成25年度） →108万ha（平成37年度））

<主な内容>

1 事業内容

（1）飼料生産組織機能高度化

飼料生産組織（コントラクター等）が、地域の飼料生産の担い手としての機能を発揮するため、国が示したガイドラインの方向に即し、作業の集積による飼料生産機能、自給飼料生産が困難な地域への供給機能、草地コンサルタント機能等を高度化する取組に対して支援します。

【補助率：定額、1／2以内】

（2）高栄養粗飼料増産対策

コントラクターやTMRセンターによる栄養価の高い良質な粗飼料の生産・利用拡大による配合飼料の軽減を図るため、青刈りとうもろこし等の高エネルギーな飼料作物の前年からの拡大やアルファルファ等の高タンパク質なマメ科牧草の追播面積に応じて支援します。

【補助率：定額】

（3）地域づくり放牧推進事業

省力化・低コスト化を図るため、レンタカウを活用した肉用繁殖雌牛の放牧の取組や地域一体となった放牧酪農技術の向上の取組に対して支援します。

【補助率：定額、1／2以内、1／3以内】

2 事業実施主体

農業者集団、民間団体

[お問い合わせ先：生産局畜産部飼料課（03-3502-5993）]

エコフィード増産対策

【170（170）百万円】

対策のポイント
未だ活用されずに廃棄処分されている食品残さ等の飼料利用を推進します。

<背景／課題>

- ・ 食品残さ等を活用した飼料（エコフィード）の生産・利用は、食品リサイクルにおける資源の有効利用や飼料自給率を向上する手段としてだけでなく、近年の輸入飼料原料価格が不安定な情勢において、畜産経営コストの多くを占める飼料費を削減する手段としても、重要性が高まっています。
- ・ 今後、更なるエコフィードの生産・利用の拡大を図るためには、小売・外食産業等における食品残さ等の分別や、エコフィード利用畜産物の販売・流通を介し、小売・外食事業者等と飼料化事業者、畜産農家等が連携した食品残さ等の分別、生産、流通・販売の事業モデルの確立・普及により、エコフィードの生産・利用の推進を図る必要があります。

政策目標
飼料自給率の向上 （26%（平成25年度）→40%（平成37年度））

<主な内容>

1 事業内容

- (1) エコフィードの品質向上及びエコフィード利用畜産物の差別化の促進
エコフィード利用畜産物の差別化のための生産技術、流通・販売に係る実証調査・普及を支援します。
【補助率：定額】
- (2) 食品残さ等の飼料利用体制の構築
関係者の連携により食品残さ等の飼料利用体制を構築する取組を支援します。
【補助率：定額】
- (3) エコフィードの生産拡大
活用が進んでいない食品残さ等を原料としてエコフィードを増産する取組を支援します。
【補助率：定額、1／2以内】

2 事業実施主体

農業者集団、民間団体

[お問い合わせ先：生産局畜産部飼料課 （03-6744-7193）]

- 輸入飼料原料への依存体質から脱却し、国内の飼料生産基盤に立脚した畜産経営を実現するため、国産飼料の生産・利用を拡大
- 飼料作物の増産に向けて、作付拡大、生産性向上及び生産体制の強化等を推進

草地生産性向上対策 (277百万円)

- 生産性向上のための草地改良
- 優良飼料作物種子の活用・放牧技術等の向上
- 飼料作物種子・飼料用稲種子の調整保管
- 自給飼料生産技術向上の支援（イアコーン等の技術実証等、公共牧場の新たな活用方法の検討等）

（補助率：定額、1/2以内、1/3以内）

注：イアコーンとは、子実、芯、穂皮からなる雌穂(しすい)



高位生産草地



飼料生産技術者の技術向上



種子の調整保管



濃厚飼料原料（イアコーン等）の技術実証等

国産粗飼料増産対策 (564百万円)

- コントラクター等が飼料生産の担い手としての役割を発揮するための生産機能を高度化する取組への支援
- 飼料生産組織による栄養価の高い良質な粗飼料（とうもろこし等）の生産・利用を拡大する取組への支援
- 省力化・低コスト化を図るための地域一体となった放牧の取組への支援

（補助率：定額、1/2以内、1/3以内）



コントラクターの高度化



乳用牛の集約放牧



肉用繁殖牛の放牧

エコフィード増産対策 (170百万円)

- エコフィードの品質向上及びエコフィード利用畜産物の差別化促進
- 地域の関係者の連携による食品残さ等の飼料利用体制の構築
- 活用が進んでいない食品残さ等によるエコフィードの増産

（補助率：定額、1/2以内）



エコフィードの品質向上



エコフィード利用畜産物の差別化



Ⅱ 飼料穀物の安定供給

飼料穀物備蓄対策事業

【1,750(1,766)百万円】

対策のポイント

畜産農家への配合飼料の安定供給を図るため、飼料穀物の備蓄の取組を推進します。

<背景/課題>

- 我が国畜産経営の大宗が利用している配合飼料は、輸入依存度の高い飼料穀物を主原料としています。
- このため、不測の事態における海外からの飼料原料の供給遅滞・途絶や国内の配合飼料工場の被災に伴う配合飼料の急激なひっ迫等に備え、飼料穀物の備蓄が必要です。
 - 飼料穀物の輸入依存度・・・とうもろこし(100%)、こうりゃん(100%)
 - 配合飼料の原料割合(H27年度)・・・とうもろこし(46%)、こうりゃん(3%)

(これまでの対応事例)

- 平成10年6月～
降雨量減少の影響で、米国から日本へ輸送される飼料穀物の大宗が通過するパナマ運河で長期間低水位状態が続き、運送事情が悪化した事態に対応。
- 平成17年9月～
米国における飼料穀物の主要輸出港であるニューオーリンズをハリケーン「カトリーナ」が襲来し、飼料穀物の積み出しが一時的に途絶したことから、飼料穀物の需給のひっ迫が懸念された事態に対応。
- 平成23年3月～
東日本大震災により、東北地方の配合飼料工場が被害を受け、飼料供給がひっ迫した事態に対応し、他地域の飼料工場での配合飼料の増産と東北地方への円滑な供給を支援。
- 平成24年10月～
飼料用とうもろこしの調達先の多元化に伴い、南米等の脆弱なインフラ等に起因する輸送遅延が生じた事態に対応。
- 平成25年7月～
前年の飼料穀物の不作を受け、新穀の出回りまでの期間において、端境期における短期的な需給ひっ迫に対応。

政策目標

不測の事態にあっても、畜産農家に安定的に配合飼料を供給

<主な内容>

1 事業内容

民間が事業継続計画(BCP)に基づいて実施する飼料穀物の備蓄をはじめとする配合飼料の安定供給のための取組に対し、その費用の一部を支援します。

また、非常時における円滑な対応を図るため、関係者の連携体制の強化に向けた協議会の開催や、原料の利用・配合飼料の生産状況の調査等の取組を支援します。

【補助率：5/17以内、1/3以内、定額】

2 事業実施主体

民間団体

[お問い合わせ先：生産局畜産部飼料課 (03-3591-6745)]

Ⅲ 東日本大震災からの復旧・復興対策

東日本大震災農業生産対策交付金（再掲）

（総務課生産推進室（内閣府復興庁計上））

2, 586（3, 312）百万円の内数

1 被災地における生産力の回復

- (1) 津波等の影響で生産力が低下した草地において、その生産性の回復に向けた機械・施設の復旧等を強化する以下の取組を支援します。
 - ・ 飼料播種機、収穫機等の機械のリース導入やバンカーサイロ、飼料保管庫、TMRセンター等の施設の復旧
 - ・ 放牧地や牧柵等の放牧関連施設の修理、再整備
- (2) 被災地域の畜産・酪農の産地再生・競争力の強化等を図るため、以下の自給飼料生産・調製体制の再編に関する取組を支援します。
 - ・ 草地除染対象地域の周辺地域における草地生産性向上対策
 - ・ 飼料生産組織の高度化に必要な機械のリース方式による導入

2 農畜産物の販売力の回復

- (1) 草地の原発事故に伴う放射性物質による汚染に対応するため、牧草の品種・品目転換や反転耕・深耕等を行うことにより放射性物質の影響を低減する吸収抑制対策の取組を支援します。
- (2) 被災地域の畜産経営の競争力を速やかに回復するために、以下の家畜の改良体制の再構築に資する取組を支援します。
 - ・ 地域の家畜改良の基礎となる高能力種畜の導入
 - ・ 性判別精液等を用いて生産した性判別受精卵の導入
 - ・ 高能力牛からの受精卵生産
 - ・ 牛群検定の活用による改良体制の回復
- (3) 被災地域の公共牧場の牧草地の再生利用を進めるため、以下の急傾斜地等での効率的・効果的に放射性物質の影響を低減する取組を支援します。
 - ・ 放射性物質の影響を低減する技術を組み合わせたモデル実証
 - ・ 公共牧場再生利用のための方策等を検討する推進会議等の開催
- (4) 農家等で一時保管されている放射性物質に汚染された牧草・牛ふん堆肥等の処理を推進するため、放射性セシウム濃度の再測定を行い、その処理方法や集中保管場所への移動の検討等を行う取組を支援します。

補助率：都道府県への交付率は定額
（事業実施主体へは1/2以内等）
事業実施主体：農業者の組織する団体等

お問い合わせ先：
1 及び 2 (1)、(3)、(4) の事業：生産局飼料課（03-6744-2399）
2 (2) の事業：生産局畜産振興課（03-6744-2587）

酪農経営安定対策 【(所要額) 43,959 (37,373) 百万円】

対策のポイント

加工原料乳について生産者補給金を交付するとともに、加工原料乳の取引価格が低落した場合の補填を行います。

<背景/課題>

- 酪農においては、加工原料乳（脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等向け生乳）について生産者補給金を交付するとともに、加工原料乳の取引価格が低落した場合の補填を行うことにより、全国の酪農経営の安定を図ることが必要です。

政策目標

経営の安定化により生産数量を維持・拡大

<主な内容>

1. 加工原料乳を対象とする生産者補給金の交付

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づき、加工原料乳地域における生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図るため、加工原料乳について生産者補給金を交付します。

加工原料乳生産者補給金[所要額] 36,991 (30,564) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：(独)農畜産業振興機構

2. 加工原料乳の取引価格が低落した場合の補填

加工原料乳の取引価格が補填基準価格（過去3年間の取引価格の平均）を下回った場合に、生産者に補填金（低落分の8割）を交付する事業を引き続き実施します。

加工原料乳生産者経営安定対策事業の継続[推進事務費] 9 (9) 百万円
補助率：定額、3/4以内、1/2以内
事業実施主体：(独)農畜産業振興機構、指定生乳生産者団体

3. 飼料生産型酪農経営支援事業

自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家（自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者）に対し、飼料作付面積に応じて交付金（1.5万円/1ha）を交付します。

また、飼料作付面積を拡大し、輸入粗飼料の使用量を削減又は乳用後継牛を増頭した場合には、拡大面積に応じた交付金（3万円/1ha）を追加交付します。

飼料生産型酪農経営支援事業 6,960 (6,800) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：都道府県協議会、生乳生産者

お問い合わせ先：

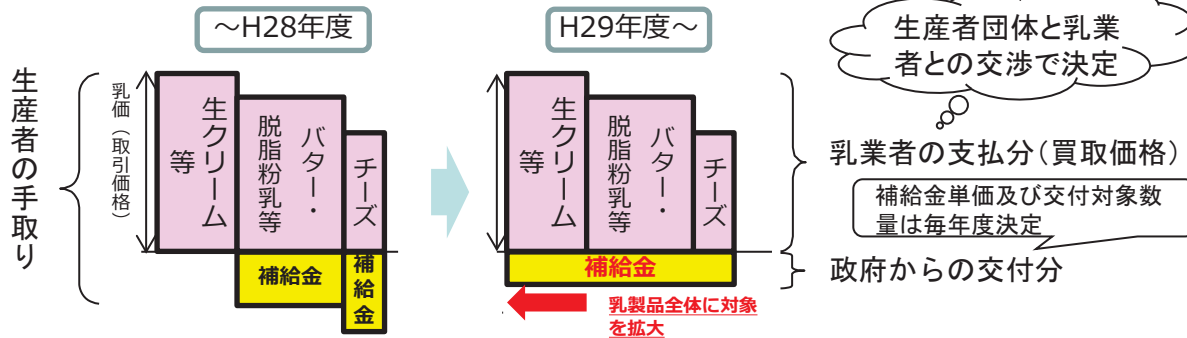
1、2の事業 生産局牛乳乳製品課 (03-3502-5987)
3の事業 生産局畜産企画課 (03-3502-5979)

酪農の経営安定対策について

加工原料乳生産者補給金制度

加工原料乳地域(北海道)の生乳の再生産の確保等を図ることを目的に、加工原料乳について生産者補給金を交付。(※生クリーム等の液状乳製品向け生乳を制度の対象に追加した上で、補給金単価を一本化。)

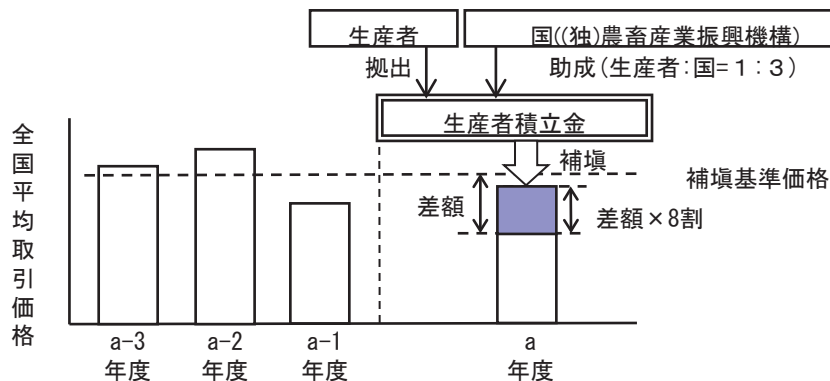
29年度加工原料乳生産者補給金単価10.56円/kg、交付対象数量350万トン



加工原料乳生産者経営安定対策事業

加工原料乳価格(脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳価格)が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国が拠出して造成した積立金から補填。

(※加工原料乳生産者補給金にあわせて、生クリーム等の液状乳製品向け生乳を対象に追加。)



飼料生産型酪農経営支援事業

自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家(自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者)に対し、飼料作付面積に応じて交付金を交付(1.5万円/1ha)。

また、飼料作付面積を拡大し、輸入粗飼料の使用量を削減又は乳用後継牛を増頭した場合には、拡大面積に応じた交付金を追加交付(3万円/1ha)。

○ 対象者の要件

- ・ 飼料作付面積が、北海道で40a/頭、都府県で10a/頭以上
- ・ 環境負荷軽減に取り組んでいること

○ 交付金単価

- ・ 飼料作付面積 1.5万円/1ha
- ・ 飼料作付の拡大面積 1.5万円+3万円/1ha(追加交付)

国産牛乳乳製品需要・消費拡大対策

【755（755）百万円】

対策のポイント

安全で品質の高い国産牛乳を学校給食用に安定的かつ効率的に供給すること等により、生乳需要の維持・拡大を図ります。

<背景／課題>

- ・条件不利地域への学校給食用牛乳の供給を支援して安定的な生乳需要を確保するとともに、学校給食における牛乳の利用を拡大することが必要です。
- ・また、乳製品国際規格に我が国の意見を反映させるための活動を進めることが重要となっています。

政策目標

- 収益性の向上による生産基盤の強化
- 学校給食で約40万klの牛乳の需要量を確保

<主な内容>

1. 学校給食用牛乳の安定供給等への支援

- ① 遠隔地、離島など供給条件が不利な地域への学校給食用牛乳の供給を支援します。
- ② 自県産生乳を用いた低温殺菌牛乳の学校給食での供給を支援します。
- ③ 小中学校等の学校給食における牛乳の新規飲用を支援します。

学校給食用牛乳供給推進事業
744（744）百万円
補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：乳業者、生産者等が構成する組織

2. 乳製品国際規格策定のための支援

生乳需給の安定を図るとともに、乳製品の需要拡大を図るため、乳製品国際規格に我が国の意見を反映させるための活動を支援します。

乳製品国際規格策定活動支援事業
11（11）百万円
補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：（公財）日本乳業技術協会

[お問い合わせ先：生産局牛乳乳製品課（03-3502-5987）]

乳業等の再編・合理化に向けた取組への支援

【強い農業づくり交付金 20,174(20,785)百万円の内数】

【産地活性化総合対策事業 2,355(2,049)百万円の内数】

対策のポイント

国産畜産物の安定供給や畜産物の産地における収益力向上を図るため、生乳や牛乳・乳製品の流通の合理化・効率化等に向けた取組を支援します。

<背景/課題>

- ・指定生乳生産者団体（指定団体）の更なる生乳流通コストの低減と機能強化のためには、集送乳の一元化と需給調整機能の強化を加速することが必要です。
- ・また、飲用牛乳の消費が低迷する中、酪農家の経営安定に資するために、乳業工場の再編・合理化と衛生管理の向上を図ること等により、中小乳業の経営体質を強化することが必要です。

政策目標

収益性の向上による生産基盤の強化

<主な内容>

1. 牛乳・乳製品の安定供給のための施設整備への支援

集送乳の指定団体への一元化による生乳流通コストの低減を図るとともに、中小乳業の製造販売コストの低減や衛生水準の高度化を図るため、クーラーステーションや乳業工場の施設の新増設・廃棄、新増設を伴わない場合の乳業工場の廃棄等を支援します。

強い農業づくり交付金 20,174(20,785)百万円の内数
交付率：都道府県の交付率は定額
(事業実施主体へは事業費の1/2、1/3、1/4、1/5以内)
事業実施主体：農業者団体、指定団体、事業協同組合、協議会等

2. 収益力向上のためのソフト面の取組への支援

集送乳の効率化や乳業の再編整備に向けた取組を着実に推進するため、地域における課題の把握・検討、具体的な計画の策定、従業員の合理化への取組等を支援します。

産地活性化総合対策事業 2,355(2,049)百万円の内数
補助率：定額
事業実施主体：協議会等

[お問い合わせ先：生産局牛乳乳製品課(03-3502-5987)]

食肉等の流通合理化に向けた取組への支援

【強い農業づくり交付金 20,174(20,785)百万円の内数】

【産地活性化総合対策事業のうち産地収益力増強支援事業のうち

食肉等産地育成強化推進事業 2,355(2,049)百万円の内数】

対策のポイント

国産畜産物の安定供給や畜産物の産地育成を図るため、家畜及び食肉等の流通の合理化・効率化に向けた流通処理施設の整備等の取組を支援します。

<背景/課題>

- ・農業従事者の高齢化等に伴う家畜の生産構造の変化や国民の健康志向の高まり等を背景とする食肉等の消費構造の変化を踏まえ、消費者・実需者ニーズを踏まえた国産食肉等を安定的に供給する体制の構築が課題となっています。
- ・このため、食肉等流通処理施設(産地食肉センター、食鳥・鶏卵処理施設、家畜市場)の整備により、家畜及び食肉等の流通・処理システムの効率化によるコストの低減や衛生的で高度な処理体制の構築等を図るとともに、販売企画力や食肉等処理加工技術力の強化等、畜産物の産地におけるソフト面での取組の推進が必要です。

政策目標

「食料・農業・農村基本計画」において設定された、需要に応じた生産努力目標の達成

○牛肉の生産量(51万トン(25年度)→52万トン(37年度))

○豚肉の生産量(131万トン(25年度)→131万トン(37年度))

○鶏肉の生産量(146万トン(25年度)→146万トン(37年度))

○鶏卵の生産量(252万トン(25年度)→241万トン(37年度))

<主な内容>

1. 食肉等の安定供給のための施設整備への支援

安全で高品質な国産食肉等の供給体制を構築するため、流通・処理コストの低減や製品の高付加価値化等に必要となる食肉等流通処理施設の整備を支援します。

強い農業づくり交付金 20,174(20,785)百万円の内数
交付率：都道府県への交付率は定額(事業実施主体へは事業費の1/3以内等)
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者団体、事業協同組合等

2. 産地育成のためのソフト面の取組への支援

畜産物の産地育成のため、産地の関係者が作成した計画等に基づき、産地の販売企画力、食肉処理加工技術力、人材育成力の強化を図るとともに、地域における食肉等の流通合理化など産地育成に向けた検討を行うソフト面の取組を支援します。

産地活性化総合対策事業のうち産地収益力増強支援事業のうち
食肉等産地育成強化推進事業 2,355(2,049)百万円の内数
補助率：事業費の1/2以内
事業実施主体：協議会

[お問い合わせ先：生産局畜産部食肉鶏卵課 (03-6744-2130)]

鶏卵生産者経営安定対策事業

【4,862(5,189)百万円】

対策のポイント

鶏卵価格が低落した場合に価格差補填を行うとともに、更に低落した場合、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設けて需給改善を図る取組を支援し、採卵養鶏経営と鶏卵価格の安定を図ります。

<背景/課題>

鶏卵の需給・価格は季節的に変動することに加え、供給過剰を起し易い生産の実態にあります。このため需給・価格の変動に応じ、鶏卵の価格差補填や需給改善を推進する取組を支援し、鶏卵生産者の経営と鶏卵価格の安定を図る必要があります。

政策目標

食料・農業・農村基本計画における生産努力目標の達成

241万t(37年度)

<主な内容>

1. 鶏卵価格差補填事業

鶏卵の標準取引価格(月毎)が補填基準価格を下回った場合、その差額(補填基準価格と安定基準価格の差額を上限とする。)の9割を補填します。

2. 成鶏更新・空舎延長事業

鶏卵の標準取引価格(日毎)が通常の子節変動を超えて大幅に低下した場合には、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設けて需給改善を図る取組に対して、奨励金を交付します。

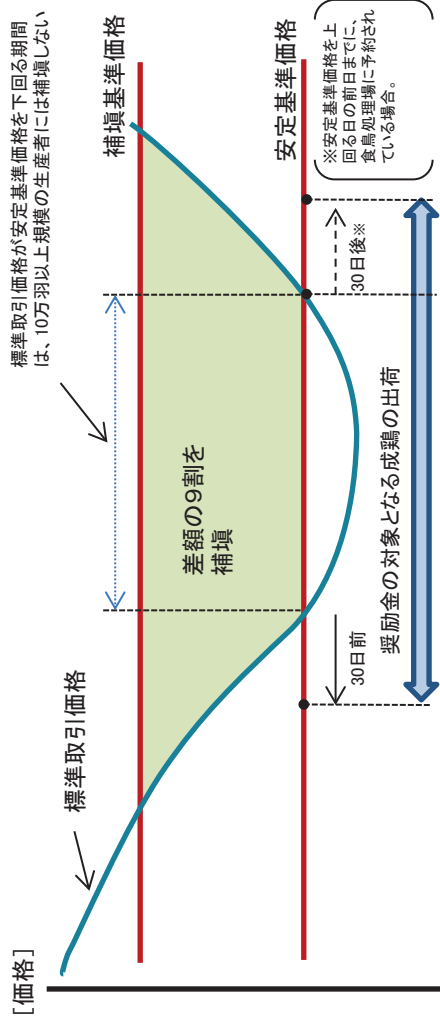
〔補助率：定額、3/4以内、1/4以内〕
〔事業実施主体：民間団体等〕

[お問い合わせ先：生産局畜産部食肉鶏卵課(03-3502-5990)]

鶏卵生産者経営安定対策について

鶏卵価格が低落した場合に価格差補填を行うとともに、更に低落した場合、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設け、需給改善を推進することにより、鶏卵生産者の経営と鶏卵価格の安定を図る。

【29年度予算額：49億円】



1. 鶏卵価格差補填事業

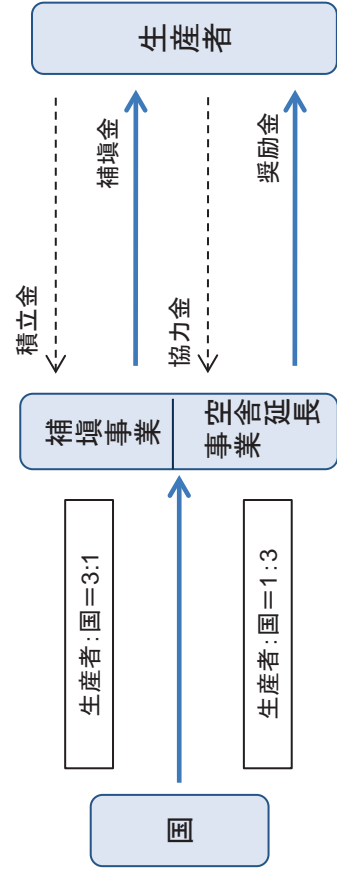
鶏卵の標準取引価格（月毎）が補填基準価格を下回った場合、その差額（補填基準価格と安定基準価格の差額を上限とする。）の9割を補填する。

〔 2. の事業への協力金の拠出が要件〕

2. 成鶏更新・空舎延長事業

鶏卵の標準取引価格（日毎）が安定基準価格を下回る日の30日前から、安定基準価格を上回る日の前日までに、更新のために成鶏を出荷し、その後60日以上空舎期間を設ける場合に奨励金（210円/羽以内。ただし、小規模生産者（10万羽未満）は270円/羽以内）を交付する。

【積立金の流れ】



畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

【68,481百万円】

対策のポイント

平場・中山間地域などにおける畜産クラスターの仕組みを活用した取組を進めることにより、我が国の畜産・酪農の収益力強化を進めます。

<背景／課題>

- ・「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、畜産・酪農の体質強化を図るためには、省力化機械の導入等による生産コストの削減や品質向上など、収益力・生産基盤を強化することが重要となっています。
- ・このため、畜産クラスターの仕組みを活用して、平場・中山間地域など、地域の畜産関係者が有機的に連携・結集し、地域ぐるみで収益性を向上させる取組を加速化することが重要です。

政策目標

- 生乳の生産量（745万t（平成25年度）→750万t（平成37年度））
- 牛肉の生産量（51万t（平成25年度）→52万t（平成37年度））
- 豚肉の生産量（131万t（平成25年度）→131万t（平成37年度））
- 鶏卵の生産量（252万t（平成25年度）→241万t（平成37年度））

<主な内容>

畜産・酪農の収益力の強化を集中的に進めるため、1～3の事業を支援します。

特に、重点的に進めるべき課題に対応するため、

- ①「総合的なTPP関連政策大綱」に位置づけられた「肉用牛・酪農の生産基盤強化」に向けて、キャトルステーションの整備等、効果的な肉用繁殖雌牛・乳用雌牛の増頭・増産の取組を行う協議会に対し、1～3の事業を一体的に支援する「肉用牛・酪農重点化枠」
- ②中山間地域の特徴を踏まえた畜産・酪農の取組を支援する「中山間地域優先枠」
- ③我が国の高品質な畜産物の輸出拡大につながる取組を支援する「輸出拡大優先枠」を設定します。

1. 施設整備事業

畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体に対し、収益力強化や畜産環境問題への対応に必要な施設整備や施設整備と一体的な家畜導入を支援します。

2. 機械導入事業

畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体に対し、施設整備との一体性も確保しつつ、収益力の強化等に必要な機械の導入を支援します。

3. 調査・実証・推進事業

収益力の強化に向けた新たな取組を行う畜産クラスター協議会に対し、その効果を実証するために必要な調査・分析を支援します。

また、畜産クラスター事業の効果を一層高めるため、地域の連携をコーディネートする人材の育成を支援します。

補助率：基金管理団体へは定額

支援対象者へは、1、2の事業は1/2以内、3の事業は定額

基金管理団体：民間団体

支援対象者：中心的な経営体（畜産農家等）

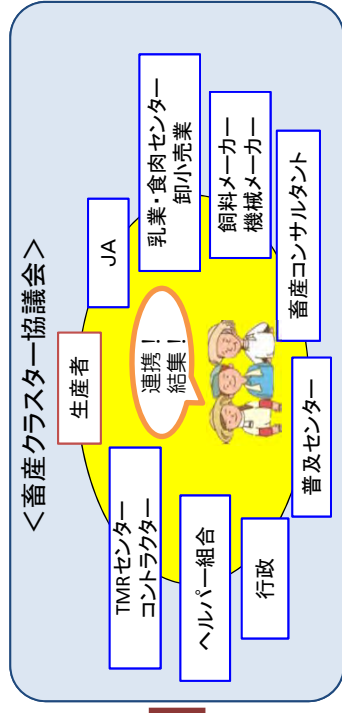
[お問い合わせ先：生産局畜産企画課（03-3501-1083）]

畜産・酪農の中長期的な成長のための生産基盤の構築

○ 畜産農家を始めとする地域の関係者が連携し、作業の外部化や省力化、規模拡大等により、体質強化を進め、地域で策定する畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体等が行う施設整備や機械導入などの競争力強化に向けた生産基盤の構築や生産性向上等に向けた取組の実証調査等を支援。

○ 特に、重点的に進めべき課題に対応するため、

- ① TPP政策大綱に位置づけられた「肉用牛・酪農の生産基盤強化」に向けた「肉用牛・酪農重点化枠」
- ② 中山間地域の特徴を踏まえた畜産・酪農の取組を支援する「中山間地域優先枠」
- ③ 我が国の高品質の畜産物の輸出品の輸出拡大につながる取組を支援する「輸出拡大優先枠」を設定。



《肉用牛・酪農重点化枠》（100億円）

○ 地域的な規模拡大や分業体制の構築等、重点に推進すべき取組（重点化メニュー）に取り組む場合、実証調査、施設整備、機械導入等を一体的に支援

○ 併せて、効果の早期発見、普及を図るため、支援を拡充

【重点化メニュー】

（肉用牛）

- ・地域的な規模拡大の推進・分業体制の構築
- ・受精卵移植技術の活用拡大（一産取り肥育）
- ・ICTの活用推進
- ・繁殖肥育一貫体制の構築（酪農）
- ・性判別精液等を活用した乳用後継牛の確保・育成の推進
- ・分業体制の構築・省力化の推進

【支援の拡充】

- ・施設整備と一体的な家畜導入について「貸付方式」に加えて「購入方式」も可能に
- ・重点化メニューの取組を地域を越えて広く普及するために必要な研修施設等の整備への支援を追加

《中山間地域優先枠》（50億円）

○ 中山間地域での収益力強化に向けた取組に必要な施設整備について、優先的に採択・配分

○ 中山間地域特有の地形的制約を踏まえ、「地域の規模拡大率以上に規模拡大する場合」へ規模拡大の要件を緩和。

《輸出拡大優先枠》（25億円）

- 協議会の構成員に輸出拡大に取り組む事業者が含まれ、輸出拡大に係る具体的な計画を有している取組に必要な施設整備について、優先的に採択・配分

畜産クラスターを後押しする草地整備の推進（公共）

【9,400百万円】

対策のポイント

畜産クラスター計画を策定した地域において、地域ぐるみで効率的な飼料生産を一層進めるため、収穫作業等の受託や大型機械化体系に対応した草地整備を推進します。

<背景/課題>

- ・「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、我が国畜産の競争力の強化を図るためには、地域ぐるみの高収益型畜産体制（畜産クラスター）の取組を通じて、国内の飼料生産基盤に立脚した足腰の強い畜産経営を実現することが重要です。
- ・このため、畜産クラスター計画を策定した地域において、同計画に即して、収穫作業等の受託や大型機械化体系に対応した草地・畑の一体的整備、草地の大区画化、排水不良の改善等の基盤整備を推進することが必要です。

政策目標

飼料作物の単位面積当たりの収量が25%以上増加するよう草地の整備等を推進

<主な内容>

1. 大型機械化体系に対応した草地整備

大型機械による効率的な飼料生産を一層推進するため、草地・畑の一体的整備、草地の大区画化、排水不良の改善等の整備を推進します。

- ・主な工種：区画整理、暗渠排水 等

（国費率、補助率：2/3、1/2等
事業実施主体：国、都道府県、事業指定法人）

2. 家畜ふん尿を活用した肥培かんがい施設の整備

効率的な飼料生産基盤を形成するため、家畜ふん尿を発酵してスラリーとして有効活用するための肥培かんがい施設等の整備を実施します。

- ・主な工種：肥培かんがい施設、排水施設 等

（国費率：4/5（北海道）
事業実施主体：国）

3. 泥炭地帯における草地の排水不良の改善

効率的な飼料生産基盤を形成するため、土壌の特殊性に起因する地盤の沈下による草地の湛水被害等に対処する整備を実施します。

- ・主な工種：整地、暗渠排水、排水施設 等

（国費率：3/4（北海道）
事業実施主体：国）

お問い合わせ先：

- | | | |
|------|------------|----------------|
| 1の事業 | 生産局飼料課 | (03-6744-2399) |
| 1の事業 | 農村振興局農地資源課 | (03-6744-2207) |
| 2の事業 | 農村振興局水資源課 | (03-3502-6244) |
| 3の事業 | 農村振興局防災課 | (03-3502-6430) |

畜産クラスターを後押しする草地整備の推進（公共）

- 「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、我が国畜産の競争力の強化を図るため、地域ぐるみの高収益型畜産体制（畜産クラスター）の取組を加速することが重要。
- このため、各地域で作成する畜産クラスター計画により、地域ぐるみで効率的な飼料生産を一層進めるため、**大型機械化体系に対応した草地・畑の一体的整備、草地の大区画化等の基盤整備を推進。**

1. 事業内容

① 大型機械化体系に対応した草地整備

大型機械による効率的な飼料生産を一層推進するため、草地・畑の一体的整備、草地の大区画化、排水不良の改善等を推進

内容：区画整理、暗渠排水 等
 国費率、補助率：2/3、1/2 等

② 家畜ふん尿を活用した肥培かんがい施設の整備

家畜ふん尿を発酵スラリーとして有効活用するための肥培かんがい施設等の整備を推進

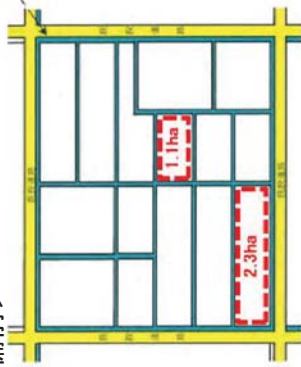
内容：肥培かんがい施設、排水施設 等
 国費率：4/5（北海道）

③ 泥炭地帯における草地の排水不良の改善

土壌の特殊性に起因する地盤の沈下による草地の湛水被害等に対処する整備を推進

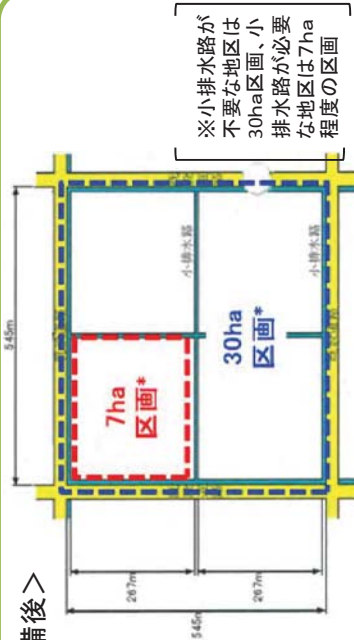
内容：整地、暗渠排水、排水施設 等
 国費率：3/4（北海道）

<整備前>



現状の自然水路に合わせて整備

<整備後>



大区画による効率的な飼料生産



個人所有の農業機械による作業



山成に合わせて整備



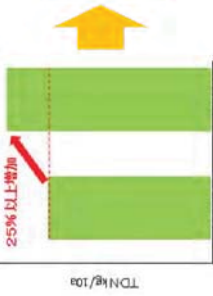
大型作業機械による作業



生産性向上のため、緩傾斜に整地

<効果>

大区画化による作業効率向上の結果、適期収穫が可能となることや、基盤整備を通じた排水不良の改善等により、飼料作物の単位面積当たりの収量を25%以上増加



- ・飼料生産コストの低減
- ・地域ぐるみの収益性向上に大きく貢献

※TDNとは、飼料作物中に含まれる窒素のこと。

2. 実施要件

飼料作物の単位面積当たり収量が25%以上増加することが見込まれること。

3. 実施主体

- ・国
- ・都道府県、事業指定法人

畜産・酪農生産力強化対策事業

【1,600百万円】

対策のポイント

畜産・酪農の生産力強化を図るため、性判別技術を活用した優良な乳用種後継雌牛の確保及び受精卵移植技術を活用した和子牛の生産拡大、畜産経営におけるICT等の新技術を活用した繁殖性の向上、養豚における優良な純粋種豚等の導入による豚の生産能力の向上等の取組を支援します。

<背景/課題>

- ・「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、畜産・酪農の生産力を強化するためには、優良な乳用種後継雌牛の確保及び和子牛の生産拡大を通じた酪農経営の収入増と、和牛繁殖経営の繁殖性の向上を推進していくことが必要です。
- ・また、国産豚肉の競争力強化を図るため、養豚業の基礎となる種豚の生産性向上等を図る必要があります。

政策目標

- 生乳の生産量 (745万t (平成25年度) → 750万t (平成37年度))
- 牛肉の生産量 (51万t (平成25年度) → 52万t (平成37年度))
- 豚肉の生産量 (131万t (平成25年度) → 131万t (平成37年度))

<主な内容>

畜産・酪農の生産力の強化を図るため、以下の事業を支援します。

また、基金方式により複数年度の事業実施を可能とするなど弾力的な運用を行います。

1. 酪農経営改善対策

酪農経営における優良な乳用種後継雌牛の確保や和子牛の生産拡大等を進めるため、畜産クラスター計画に基づく以下の取組を支援します。

- (1) 性判別受精卵・精液を活用した優良な乳用種後継雌牛の確保、和牛受精卵を活用した和子牛生産の拡大等の経営改善に向けた計画的な取組
- (2) 和牛受精卵等の生産拠点の機器整備
- (3) 性判別精液生産機器等の導入
- (4) 受精卵移植技術の高位平準化を進めるための実技研修会等の開催

2. 繁殖性等向上対策

乳用種後継牛及び和牛繁殖雌牛を効率的に生産するため、畜産クラスター計画に基づく以下の取組を支援します。

- (1) 和牛繁殖経営におけるICT等の新技術（情報通信技術も利用した発情発見装置等）を活用した繁殖性の向上等を図るための取組
- (2) 子牛の損耗防止等を図るため、地域において新技術を活用した取組等（健康状態を把握するための血液検査、監視装置等による分娩事故の防止等）への支援

3. 養豚競争力強化対策

養豚業の基礎となる種豚の生産性向上等を図るため、以下の取組を支援します。

- (1) 優良な純粋種豚・精液等の導入
- (2) 飼料利用性を測定するための機器導入
- (3) 肉質を測定するための機器導入
- (4) 飼養衛生管理の高度化を図るための機器導入

4. 家畜生産性向上対策

家畜の改良増殖目標の達成等のため、家畜の遺伝的能力を最大限に発揮させるための技術指導等の取組を支援します。

補助率：基金管理団体へは定額（支援対象者へは定額、1/2以内）
基金管理団体：民間団体
支援対象者：畜産クラスター協議会に位置づけられた団体の構成員である農業者等

[お問い合わせ先：生産局畜産振興課 (03-6744-2587)]

(1) 酪農経営改善対策

対策のポイント

酪農経営における性判別精液・受精卵を活用した優良な乳用種後継雌牛の確保、和牛受精卵を活用した和牛主体の肉用子牛の生産拡大の取組を進め、畜産新技術に立脚した力強い酪農経営を確立します。

<背景／課題>

- ・「総合的なT P P 関連政策大綱」に即し、酪農の生産力を強化するためには、優良な乳用種後継雌牛を確保した上で、和子牛の生産拡大を図り、酪農経営の収入増を推進していく必要があります。

政策目標

生乳の生産量 (745万 t (平成25年度) → 750万 t (平成37年度))
牛肉の生産量 (51万 t (平成25年度) → 52万 t (平成37年度))

<主な内容>

1. 事業内容

(1) 酪農経営改善のための支援

性判別精液・受精卵を活用した優良な乳用種後継雌牛の効率的な確保、和牛受精卵を活用した和子牛生産の拡大、和子牛育成施設の補改修、育成牛の外部預託の推進等の経営改善に向けた計画的な取組を支援します。

【補助率：定額、1 / 2 以内】

(2) 性判別精液生産機器の導入

優良な乳用種後継雌牛を効率的に確保するため、性判別精液の生産に必要な機器の導入を支援します。

【補助率：1 / 2 以内】

(3) 和牛受精卵等の生産拠点の機器整備

和牛受精卵等の生産拠点の能力強化に必要な機器の整備を支援します。

【補助率：1 / 2 以内】

(4) 受精卵移植技術の実技研修会等の開催

受精卵移植技術の受胎成績等の高位安定化を図るため、実技研修会等の開催を支援します。

【補助率：1 / 2 以内】

2. 事業実施主体

民間団体

[お問い合わせ先：生産局畜産振興課 (03-6744-2587)]

(2) 繁殖性等向上対策

対策のポイント

畜産経営における情報通信技術（ICT）等の新技術を活用した繁殖性の向上、子牛の損耗防止等の取組を進め、畜産新技術に立脚した力強い畜産経営を確立します。

<背景／課題>

- ・「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、畜産の生産力を強化するためには、畜産経営の繁殖性の向上により肉用子牛の生産拡大を図り、肥育経営のコスト削減による経営改善を推進していくことが必要です。

政策目標

生乳の生産量（745万t（平成25年度）→750万t（平成37年度））
牛肉の生産量（51万t（平成25年度）→52万t（平成37年度））

<主な内容>

1. 事業内容

(1) 肉用牛の繁殖性向上システムの構築

和牛繁殖経営における繁殖性の向上を図るため、繁殖雌牛の行動や体温等から人工授精の適期等を判断するための機器の導入や繁殖関連情報の蓄積を通じて、飼養管理の改善・指導等に活用する取組を支援します。

【補助率：定額、1／2以内】

(2) 繁殖性向上に資する情報の測定・分析技術の実証

肉用牛の繁殖成績の向上や繁殖管理の効率化に資するための発育・栄養状態や発情周期等の指標を測定・分析する新たな技術の実証を推進します。

【補助率：定額】

(3) 飼養管理技術高度化推進

肉用牛及び乳用牛における子牛の損耗防止等を図るため、地域において新技術を活用した取組等（健康状態を把握するための血液検査、分娩事故を防止するためのICTを活用した簡易畜舎等）を支援します。

【補助率：定額、1／2以内】

2. 事業実施主体

民間団体

[お問い合わせ先：生産局畜産振興課（03-6744-2587）]

(3) 養豚競争力強化対策

対策のポイント

豚の生産性・肉質等を向上するため、種豚生産経営における原種豚の生産能力向上等の取組を進め、国産豚肉の競争力強化を図ります。

<背景／課題>

- ・「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、国産豚肉の競争力強化を図るため、養豚業の基礎となる種豚の能力向上等を図る必要があります。

政策目標

豚肉の生産量（131万t（平成25年度）→131万t（平成37年度））

<主な内容>

1. 事業内容

(1) 優良な純粋種豚・精液の導入

純粋種豚の繁殖能力等の向上を図るため、優良な形質を持つ純粋種豚や人工授精用精液、及びデータ収集のための一代雑種雌豚（両親ともに種豚登録されている場合に限る）の導入を支援します。

【補助率：1／2以内】

(2) 飼料利用性を測定するための機器導入

飼料利用性の良い種豚を作出するため、飼料摂取量など飼料利用性の測定に必要な機器の導入を支援します。

【補助率：1／2以内】

(3) 肉質を測定するための機器導入

我が国の消費者等に求められる肉質を持つ種豚を作出するため、ロースの大きさなど肉質の測定に必要な機器の導入を支援します。

【補助率：1／2以内】

(4) 飼養衛生管理の高度化を図るための機器導入

純粋種豚における子豚の事故率や伝染性疾病のまん延防止のため、より高度な飼養衛生管理を実施するために必要な機器の導入を支援します。

【補助率：1／2以内】

2. 事業実施主体

民間団体

[お問い合わせ先：生産局畜産振興課（03-3591-3656）]

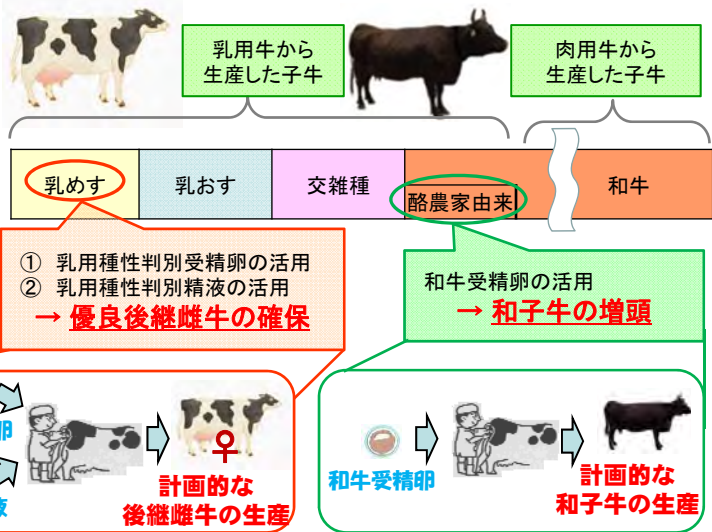
畜産・酪農生産力強化対策事業(基金)

【平成28年度補正予算額：1,600百万円】

- 酪農経営においては、交雑種の生産が増加する一方で、乳用種後継雌牛が減少しており、和牛繁殖経営においても、高齢化の進展や繁殖成績の低下等により和子牛の生産が減少
- このため、性判別技術を活用した優良な乳用種後継雌牛の確保及び受精卵移植技術を活用した和子牛の生産拡大を図る取組等を推進
- 国産豚肉の競争力を強化するため、種豚の生産性向上等を図る取組を推進

■ 優良な乳用種後継雌牛の確保及び和牛主体の肉用子牛の生産拡大

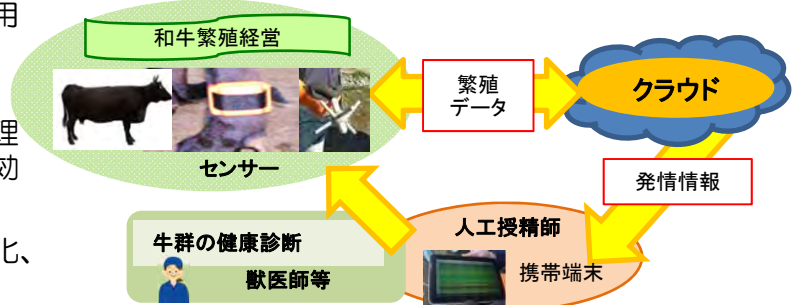
- 性判別受精卵・精液を活用した優良後継雌牛の確保、和牛受精卵を活用した和子牛の生産拡大、等の経営改善に向けた計画的な取組



- 和牛受精卵等の生産拠点の機器整備
- 性判別精液生産機器等の導入
- 受精卵移植技術の高位平準化を進めるための実技研修会等の開催

■ ICT等を活用した繁殖性の向上等(拡充)

- 情報通信技術（ICT）等を活用した繁殖性の向上等を図るための機器の導入
- 農家の生産・経営情報の一元管理によるデータに基づく飼養管理の効率化・高度化
- 地域の畜産技術者等の技術力強化、子牛の損耗防止など地域における技術的な課題の解決



■ 養豚業の基礎となる種豚の生産性の向上等

- 優良な純粋種豚・精液等の導入
- 飼料利用性を測定するための機器導入
- 肉質を測定するための機器導入
- 飼養衛生管理の高度化を図るための機器導入



肉質の測定



畜舎消毒洗浄ロボット

■ 家畜の遺伝的能力を最大限に発揮させるための技術指導等

- 生産性のデータ収集・分析に基づいた技術指導や現地講習会の開催

〔 支援対象者：畜産クラスター協議会に位置づけられた団体の構成員である農業者等 〕

飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業

【900百万円】

対策のポイント

自給飼料増産に向けて、草地の生産性向上を図るため、①難防除雑草の駆除及び駆除対策の活用・普及等の取組を支援します。また、飼料生産基盤を有効活用するため、②国産粗飼料の広域流通体制の構築、③公共牧場の活用拡大と機能強化、④我が国に適した放牧（日本型放牧）の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・「総合的なTPP関連政策大綱」（平成27年11月25日TPP総合対策本部決定）に即し、将来にわたり意欲をもって畜産経営を継続していけるよう、自給飼料の一層の生産拡大を図り、畜産・酪農の競争力強化を強力に進めることが喫緊の課題です。
- ・こうした中、肉用牛・酪農経営の生産基盤の強化を図るため、
 - ① 従来の草地改良では防除の難しい難防除雑草の駆除、
 - ② 土地条件の制約等から自給飼料生産が困難な地域に対する国産粗飼料の広域流通体制の構築、
 - ③ 有用な飼料生産基盤であるものの十分に活用できていない公共牧場の活用拡大と機能強化、
 - ④ 大幅な生産コストの削減につながる我が国に適した放牧（日本型放牧）の推進を進める必要があります。

政策目標

○飼料作物の生産量

(350万TDNトン（平成25年度） → 501万TDNトン（平成37年度）)

○飼料自給率の向上（26%（平成25年度） → 40%（平成37年度）)

○飼料作付面積の拡大（89万ha（平成25年度） → 108万ha（平成37年度）)

<主な内容>

自給飼料の一層の生産拡大に加え、飼料生産基盤の更なる利活用の取組を緊急的に進め、国産飼料に立脚した畜産への転換を推進します。

1. 草地難防除雑草駆除対策事業

難防除雑草駆除計画を策定し、計画に基づき行う高位生産草地への転換（除草剤散布、耕起、砕土、整地、施肥、土壌改良資材の投入、優良品種の導入等による施工）や駆除対策の活用・普及等の取組を支援します。

〔補助率：定額、1／2以内〕
事業実施主体：民間団体

2. 国産粗飼料広域流通体制整備事業

- (1) 広域供給利用協定の締結等、国産粗飼料の広域的な供給・利用を推進するための検討会の開催等を支援します。
- (2) 国産粗飼料の広域的な供給・利用を推進するために必要な施設・機械の整備を支援します。

補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：飼料生産組織、農業者集団等

3. 公共牧場活用生産基盤強化支援事業

- (1) 地域における肉用牛・酪農の生産基盤の強化に資するため、計画に基づき行う夏期預託から周年預託への転換、公共牧場自ら行う肉用子牛の生産や乳用後継牛の供給の取組等を支援します。
- (2) コントラクターや生産組合が利用率の低下した公共牧場等を有効活用するために、行う草地の生産性改善や機械導入等の取組を支援します。

補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：地方公共団体、農業者集団等

4. 日本型放牧モデル普及推進事業

- (1) 肉用牛の周年親子放牧や乳用牛の集約放牧等の日本型放牧の普及のため、モデル実施に係る計画作成、放牧地確保のための調整会議の開催、疾病予防対策の実施等の取組及びモデル実施のための条件整備を支援します。
- (2) 日本型放牧の全国的な普及を推進するため、優良事例の収集・分析、事例集の作成、専門家による現地指導、地域指導者の育成、地域での放牧技術普及等の取組を支援します。

補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：農業者集団等、民間団体

[お問い合わせ先：生産局飼料課 (03-6744-2399)]

飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業

【平成28年度補正予算】 予算額 900百万円

◆ 草地難防除雑草駆除対策事業

- 1 計画の策定等
難防除雑草駆除計画の策定や調査分析に支援します。
- 2 草地改良
計画に基づき行う高位生産性草地への転換(除草剤散布、耕起、碎土、整地、施肥、土壌改良資材の投入、優良品種の導入等による施工)の取組を支援します。
- 3 対策の活用・普及等に必要なたデータ収集、研修会等に支援します。



◆ 公共牧場活用生産基盤強化支援事業

地域の「生産基盤強化計画」を策定し、計画に基づく以下の取組を実施する際に必要な施設、機械、家畜の導入等に支援します。

- ① 夏期預託から周年預託への転換
- ② 地域を越えた広域的な預託
- ③ 預託月齢の早期化による預託期間の延長
- ④ 公共牧場自らの肉用子牛生産や乳用後継牛の供給 等



◆ 国産粗飼料広域流通体制整備事業

- 1 広域供給利用協定の締結
広域供給利用協定の締結等、国産粗飼料の広域的な供給・利用を推進するための検討会等に支援します。
- 2 広域供給・利用のための整備
国産粗飼料の広域流通の拡大を図るため、農協、コントラクター、TMRセンター、農業集団(3戸以上)等の供給側、需要側それぞれに必要な施設・機械の整備等に支援します。



◆ 日本型放牧モデル普及推進事業

肉用牛の周年親子放牧及び乳用牛の集約放牧に係る条件整備等に支援します。

- 1 放牧利用推進
計画の策定、放牧地確保に係る調整会議の開催、疾病予防対策の実施等に支援します。
- 2 モデル実施に係る条件整備
肉用牛の周年親子放牧及び乳用牛の集約放牧のモデル実施に係る放牧地整備、牧柵や飲水施設等設置、草地管理機械の整備、放牧牛導入等に支援します。
- 3 日本型放牧モデルの全国普及
専門家による現地指導、地域指導者の育成、優良事例の収集・分析等に支援します。



畜産経営体質強化資金対策事業

【1, 700百万円】

対策のポイント

意欲ある畜産農家の経営発展に向けた投資意欲を後押しする長期・低利の一括借換資金を融通するとともに、乳用牛及び繁殖牛の計画的な増頭のための家畜の購入・育成資金の借入に係る農業信用基金協会の債務保証の保証料を免除します。

<背景／課題>

- ・「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、畜産クラスター計画の策定が進んでいく中で、同計画に基づき地域全体の支援を得て新しい経営展開を図っていく意欲ある畜産経営が多く出てくることが想定されます。
- ・そのような場合に、既往負債の償還負担を軽減し、新たな償還計画を策定しようとする経営体に対して、資金融通の円滑化のための支援が必要となります。
- ・また、乳用牛及び繁殖牛の計画的な増頭のため、家畜の購入・育成資金の融通の円滑化のための支援が必要となります。

政策目標

- 生乳の生産量（745万t（平成25年度）→750万t（平成37年度））
- 牛肉の生産量（51万t（平成25年度）→52万t（平成37年度））
- 豚肉の生産量（131万t（平成25年度）→131万t（平成37年度））

<主な内容>

1. 畜産経営体質強化支援資金融通事業

畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体又は認定農業者のうち、酪農、肉用牛又は養豚経営を営む者を対象に、既往負債の一括借換を行う長期・低利（貸付当初5年間は無利子）資金を措置します。

また、資金の円滑な融通が行われるよう都道府県農業信用基金協会に対して支援を行います。

2. 乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化事業

乳用牛又は繁殖牛の計画的な増頭に必要な家畜の購入・育成資金の借入れについて、都道府県農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を免除します。

（ 補助率：基金管理団体へは定額（支援対象者へは定額）
基金管理団体：民間団体 ）

[お問い合わせ先：生産局畜産企画課（03-3501-1083）]

畜産経営体質強化資金対策事業の概要

1. 畜産経営体質強化支援資金融通事業

意欲ある畜産農家の経営発展に向けた投資意欲を後押しするため、既往負債の償還負担を軽減する長期・低利(当初5年間は無利子)の一括借換資金を融通。

○ 貸付対象者

畜産クラスター計画における中心的な経営体又は認定農業者のうち、酪農、肉用牛又は養豚経営を営む者

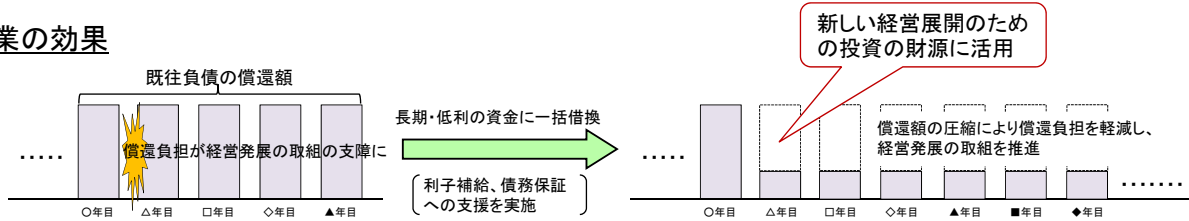
○ 貸付条件

- ・ 償還期限：酪農及び肉用牛25年以内(うち据置期間5年以内)・養豚15年以内(うち据置期間5年以内)
- ・ 貸付利率：0.15%以内(貸付当初5年間は無利子)
- ・ 利子補給率：1.01% ※貸付利率及び利子補給率はH28.8.19現在

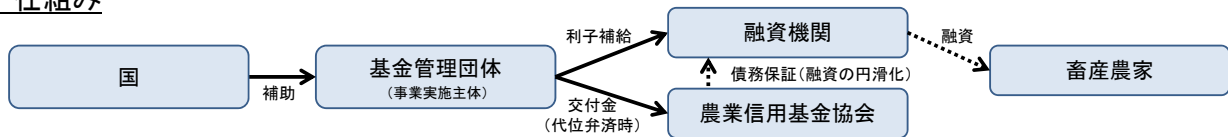
○ 融資機関 農協、農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫、信用協同組合

○ 融資枠 60億円(平成28年度補正予算額 1,565百万円)

○ 事業の効果



○ 仕組み



2. 乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化事業

意欲ある畜産農家の乳用牛又は繁殖牛の計画的な増頭を支援するため、家畜の購入・育成資金の借入に係る農業信用基金協会の債務保証の保証料を免除。

○ 支援対象者

乳用牛又は繁殖牛の計画的な増頭を行う酪農又は肉用牛経営を営む者

○ 支援内容

乳用牛又は繁殖牛の計画的な増頭に必要な家畜の購入・育成資金の借入について、都道府県農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を免除

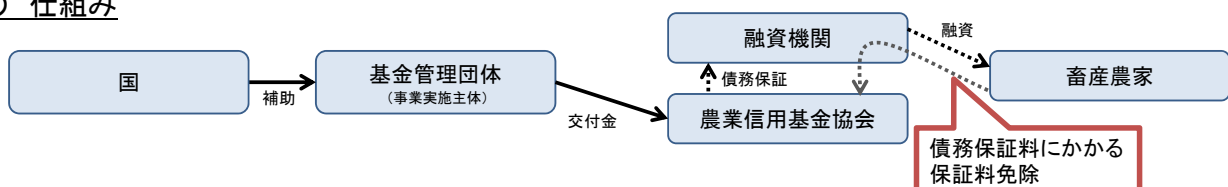
○ 対象資金 民間金融機関が融資する家畜の購入・育成資金

○ 平成28年度補正予算額 135百万円

○ 事業の効果

畜産農家の保証料負担の軽減により家畜の購入・育成資金の借入が円滑化され、乳用牛や繁殖牛の増頭が図られることにより生産基盤が強化

○ 仕組み



加工施設再編等緊急対策事業

【1,000百万円】

対策のポイント

農畜産物の流通に必須となる加工施設について、再編合理化を通じてコスト縮減を図る取組、高度化等によりニーズの高い加工品への転換を図る取組等を支援します。

<背景／課題>

「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、加工施設の再編合理化や高度化等を支援し、農畜産物の生産段階以降のコスト縮減を図ることにより、国内農業の競争力の強化を図る必要があります。

政策目標

- 製造ライン転換による生クリーム製造量の増大
(132万トン(平成24～26年度平均)→179万トン(平成37年度))
- 処理・加工コストの縮減(牛肉:▲10%、豚肉:▲20%)
- 製粉工場等の再編合理化による製造コストの5%削減
- 精製糖工場等の再編合理化による製造コストの縮減を図るため、業界全体の稼働率を20%程度向上等

<主な内容>

1. 畜産物の競争力強化

(1) 乳業工場の機能強化

ハード系チーズ、脱脂粉乳等を製造する乳業者が実施する輸入品との競合の少ない品目(ソフト系チーズ、生クリーム、脱脂濃縮乳等)への製造ラインの転換を支援します。

(2) 食肉処理施設の再編合理化

食肉の処理・加工コストの縮減を図るために再編合理化等に取り組む食肉処理業者が実施する処理施設の整備や既存施設の廃棄等を支援します。

2. 農産物の競争力強化

(1) 製粉工場等の再編合理化

国内産小麦・大麦の効率的な加工体制の構築に取り組む製粉企業等が実施する施設の再編合理化を支援します。

(2) 精製糖工場等の再編合理化

コスト削減を図るために工場の再編合理化に取り組む精製糖企業等が実施する工場の廃棄や製造施設の高度化等を支援します。

補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：乳業者、食肉処理業者、製粉企業、精製糖企業等

お問い合わせ先：

- | | | |
|-----------|-------------|----------------|
| 1 (1) の事業 | 生産局牛乳乳製品課 | (03-6744-2128) |
| 1 (2) の事業 | 生産局食肉鶏卵課 | (03-6744-2130) |
| 2 (1) の事業 | 政策統括官付貿易業務課 | (03-6744-1257) |
| 2 (2) の事業 | 政策統括官付地域作物課 | (03-6744-2116) |

加工施設再編等緊急対策事業

【平成28年度補正予算額：10(億円)】

農畜産物の流通に必須となる加工施設となる加工施設について、再編合理化を通じてコスト縮減を図る取組、高度化等によりニーズの高い加工品への転換を図る取組等を支援することにより、国内農業の競争力の強化を図る。

事業内容

再編合理化により効率的な加工体制の構築を図る事業者や、施設の高度化によりニーズに応じた加工品を生産し、収益力向上を図る事業者に対し、より効率的な加工施設を整備する取組や加工機能の改善に向けた取組を支援。

支援内容

(1) 支援の対象となる取組

- ① 再編合理化を通じた、効率的な加工体制の整備(施設整備に要する経費、既存施設の廃棄に要する経費等)
- ② 需要の見込める製品への転換等、ニーズに応じた加工品の生産に必要な施設の整備(施設整備に要する経費等)

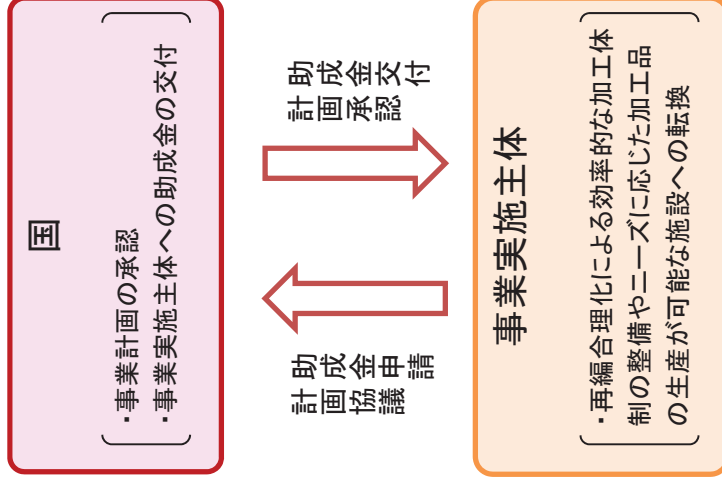
(2) 支援対象者

- ① 再編合理化の取組：製粉企業、精製糖企業、食肉処理施設等
- ② 製造ラインの高度化等の取組：製粉企業、精製糖企業、乳業者等

(3) 補助率

施設整備・廃棄は1/2以内、事業推進等は定額

事業の流れ



生クリーム貯蔵施設



産地食肉センター



製粉施設



精製糖工場

外食産業等と連携した畜産物の需要拡大対策事業

【180百万円】

対策のポイント

国産畜産物の輸出等需要フロンティアの開拓を図るため、産地と外食産業等の連携により、国産畜産物を活用した新商品の開発のための技術開発等を支援します。

<背景/課題>

- ・ 「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、国産畜産物の競争力を強化し、輸出等需要フロンティアの開拓を図ることにより、攻めの農林水産業を推進する必要があります。
- ・ 近年、安全・安心な国産畜産物を原材料とすることにより、商品の高付加価値化・差別化を図ろうとするレストランや小売店、食品製造業者等が増加してきており、産地としては、こうした需要に対応した原材料の安定供給が求められています。

政策目標

国産畜産物の使用量が5年間で10%増加

<主な内容>

1. 技術・機械開発等推進事業

生産者等と外食・中食・加工業者を結びつけるマッチング会の開催、実証事業の実施に当たっての技術指導の取組等について支援します。

2. 技術・機械開発等実証事業

需要者における新しいニーズの調査、産地と複数年契約を締結する外食・中食・加工業者による国産畜産物を活用した新商品の開発のための技術開発や新商品への原料原産地表示等を支援します。

（補助率：定額、1/2以内）
事業実施主体：民間団体

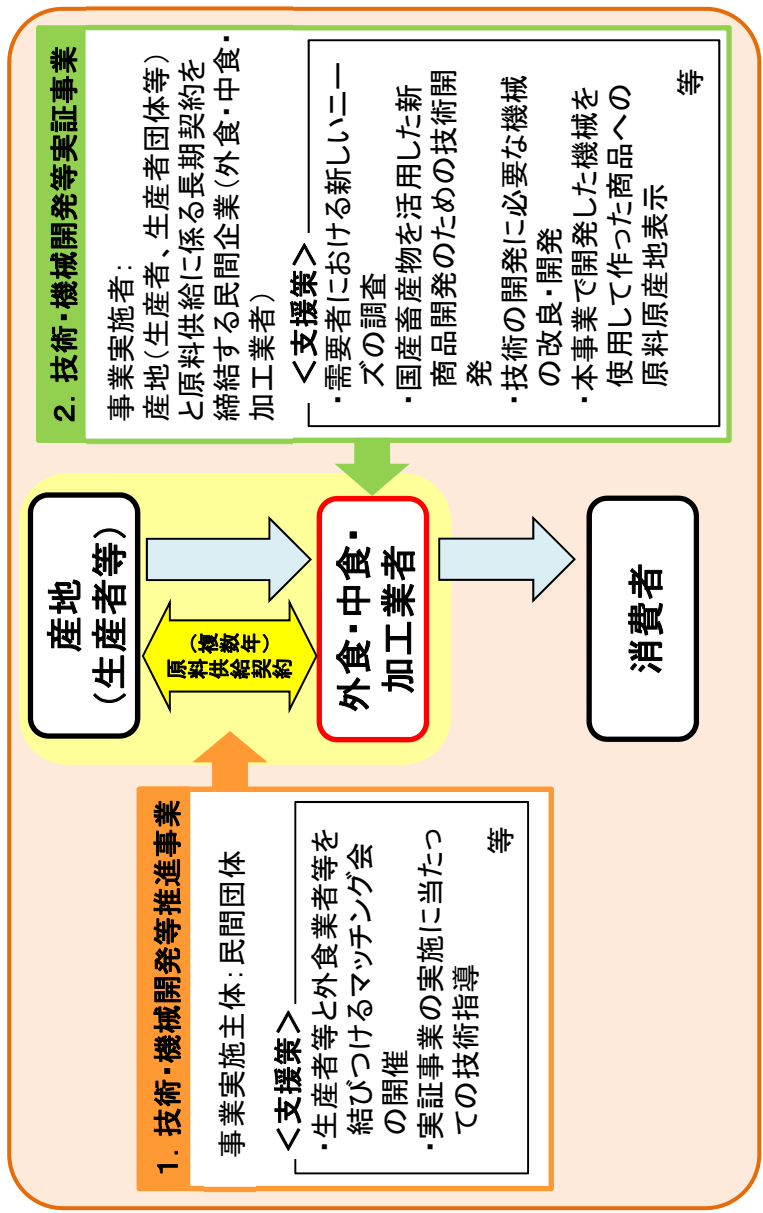
お問い合わせ先：
生産局牛乳乳製品課 (03-3502-5987)
生産局食肉鶏卵課 (03-3502-5989)

外食産業等と連携した畜産物の需要拡大対策事業

【平成28年度補正予算：180百万円】

- **事業概要** : 産地と複数年契約をする外食・中食・加工業者による国産畜産物を活用した新商品の開発のための技術開発等を支援。
- **交付率** : 定額、1/2以内
- **対象品目** : 国産畜産物(牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、畜産副産物、牛乳乳製品)

事業の仕組み



国産畜産物を活用した新商品を開発するための技術開発事例



歩留まりが良く、安全性の高い熟成肉を製造するための微生物の有用性の検証や熟成技術を開発



従来品よりも生乳の風味を活かし、かつ常温保存が可能な乳飲料を開発

輸入品に対する競争力を強化し、国産畜産物の需要を拡大!

品目別輸出促進緊急対策事業

【2,997百万円】

対策のポイント

高品質な我が国農林水産物の一層の輸出拡大のため、品目ごとの輸出拡大のための各種取組等を支援します。

<背景/課題>

「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、コメ、牛肉、青果物、花き、茶、林産物、水産物等、我が国の農林水産物・食品の輸出拡大の重点品目の全てで相手国の関税が撤廃されることを踏まえ、品目ごとにオールジャパンで輸出に取り組む輸出団体も活用し、「農林水産物の輸出力強化戦略」に沿った輸出拡大の取組を行う必要があります。

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を拡大
(7,451億円(平成27年)→1兆円(平成31年(平成32年から1年前倒し)))

<主な内容>

1. コメ・コメ加工品輸出特別支援事業

輸出商品・販売方法の多様化のために事業者が行う実証の取組、海外でのプロモーション活動の強化、海外規制への対応の取組促進、米輸出拡大のための実践的調査等を支援します。

〔委託費、補助率：定額、1/2以内〕
〔委託先、事業実施主体：民間団体〕

2. 青果物輸出特別支援事業

青果物の輸出を拡大するため、輸出先国の植物検疫条件を満たすのに必要な殺菌処理機材の整備や、輸出先国の残留農薬基準に合致した品目別農薬使用マニュアル(防除暦等)の作成等により国内生産・出荷体制の構築を支援するとともに、低温貯蔵・輸送技術の実証等を支援します。

〔補助率：定額、1/2以内〕
〔事業実施主体：民間団体〕

3. 日本産花き輸出促進緊急対策事業

花きの輸出を拡大するため、アンテナショップ等による輸出先国におけるプロモーション活動の強化や、世界各地で開催されるいけばなイベントを活用した輸出促進の取組を支援するとともに、輸出向け包装資材のデザイン統一を図る取組等を支援します。

〔補助率：定額〕
〔事業実施主体：民間団体〕

4. 茶輸出特別支援事業

緑茶の輸出を拡大するため、茶葉の乾燥を効率的に行う新たな抹茶加工技術の実証や、緑茶生産で使用する主要な農薬について輸出相手国における日本と同等の残留農薬基準の設定申請、海外での輸出環境調査やプロモーション活動の強化等を支援します。

〔補助率：定額、1/2以内〕
〔事業実施主体：民間団体〕

5. 農産物輸出コスト低減対策特別支援事業

輸出相手国の規制に適合した低コスト防除体系や低コスト資材利用技術、輸出を目指す産地間等での農業機械のシェアリング等の実証・普及を支援するとともに、輸出拡大に必要な青果物の低コスト・安定輸送技術の導入に向け、共同集荷・配送システムの構築、先端貯蔵技術による周年安定出荷体制の強化等の技術実証を支援します。

〔補助率：定額、1/2以内〕
〔事業実施主体：協議会、農業者団体、地方公共団体、民間団体等〕

6. 畜産物輸出特別支援事業

国内や輸出先国での輸出に係る諸課題の解決に向けて、和牛のモモ肉・バラ肉等の食べ方をシェフ等に習得させるための招へい活動、携行品（おみやげ）形態での輸出を拡大するための取組の実証、流通コスト低減のための牛乳製品等の冷凍・輸送技術の実践的調査、海外でのプロモーション活動の強化等を支援します。

（補助率：定額、1／2以内）
事業実施主体：民間団体）

7. 木材製品輸出特別支援事業

日本産木材製品のブランド化に向けて、日本の加工技術を活かした輸出向けの木材製品仕様の作成、試作・改良等を支援するとともに、新たな輸出先国の開拓に向けて、台湾・ベトナムでの展示・PRによる販売促進活動や有望輸出先国における市場調査等を支援します。

（補助率：定額）
事業実施主体：民間団体等）

8. 水産物輸出促進緊急推進事業

水産物・水産加工品輸出拡大協議会の主導のもと、計画的な輸出に取り組む水産加工業者等に対する輸出先国の品質・衛生条件への適合に必要な機器整備、輸出先国のニーズ等に合わせた海外でのプロモーション活動の実施及び輸出重点品目であるホタテ、ナマコについて安定した生産量の確保を目的とした減産防止対策や効果的な資源の増大方法の実証等について支援します。

（委託費、補助率：定額、1／2以内）
委託先、事業実施主体：民間団体等）

お問い合わせ先：

- | | | |
|---------|---------------------------|----------------|
| 1の事業 | 政策統括官付農産企画課 | (03-6738-8964) |
| 2及び5のうち | 青果物輸送関係 生産局園芸作物課園芸流通加工対策室 | (03-3502-5958) |
| 3の事業 | 生産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室 | (03-6738-6162) |
| 4の事業 | 生産局地域対策官 | (03-6744-2117) |
| 5のうち | 資材関係 生産局技術普及課 | (03-6744-2107) |
| 6の事業 | 生産局食肉鶏卵課 | (03-3502-5989) |
| 7の事業 | 林野庁木材利用課 | (03-6744-2299) |
| 8の事業 | 水産庁加工流通課 | (03-3502-8427) |
| | 水産庁漁場資源課 | (03-3502-8486) |
| | 水産庁栽培養殖課 | (03-3501-3848) |



品目別輸出促進緊急対策事業

【平成28年度補正予算額 30億円】

輸出促進に向けた緊急対策

品目別輸出団体も活用し、オールジャパンの体制で輸出拡大に向けた取組を支援

コメ・コメ加工品輸出特別支援事業

《主な事業内容》

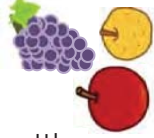
- 輸出に取り組む事業者が行う実証の取組支援
- 海外でのプロモーション活動の強化
- 国内における外国人向けPRの強化
- 海外規制への対応支援
- 米輸出拡大のための実践的な調査



青果物輸出特別支援事業

《主な事業内容》

- 植物検疫条件を満たすのに必要な機材の整備
- 輸出先国の残留農薬基準に対応した防除暦の作成
- 低温貯蔵・輸送技術の実証



日本産花き輸出促進緊急対策事業

《主な事業内容》

- 輸出先国におけるプロモーション活動の強化
- いけばなイベントを活用した輸出促進
- 輸出向け包装資材のデザイン統一



茶輸出特別支援事業

《主な事業内容》

- 輸出環境調査、残留農薬分析
- 海外での日本茶プロモーション活動の強化
- 新たな抹茶加工技術の実証
- 輸出相手国における日本と同等の残留農薬基準の設定



畜産物輸出特別支援事業

《主な事業内容》

- 和牛のモモ肉・バラ肉等の食べ方を海外のシェフ等に習得させるための招へい活動
- 携行品(おみやげ)形態での輸出を拡大するための取組の実証
- 流通コスト低減のための牛乳製品の冷凍・輸送技術の実証的調査
- 海外でのプロモーション活動の強化



木材製品輸出特別支援事業

《主な事業内容》

- 日本の加工技術を活かした輸出向け木材製品の仕様作成、試作・改良
- 展示施設を拠点とした日本産木材製品の展示・PR
- 新たな有望輸出先国における市場調査



水産物輸出促進緊急推進事業

《主な事業内容》

- 輸出先国の品質・衛生条件への適合に必要な機器整備
- 海外でのプロモーション活動の実施
- ホタテやナマコの安定生産確保対策



農産物輸出コスト低減対策特別支援事業

《主な事業内容》

- 輸出相手国の規制に適合した低コスト防除体系や低コスト資材の活用技術の実証
- 輸出を目指す産地間等での農業機械のシェアリングの実証
- 輸出に取組む産地の低コスト生産技術や品質・規格の均一化の指導
- 輸出ストックポイントへの低コスト・安定輸送技術の導入に向けた共同集荷・配送システムの構築に必要な技術の実証
- 周年安定出荷体制の強化に向けたCA貯蔵等の先端貯蔵技術の実証

農畜産物輸出拡大施設整備事業

【10,000百万円】

対策のポイント

「攻めの農林水産業」を実現するため、輸出の拡大や高品質・高付加価値化に資する生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設や卸売市場施設の整備を支援します。

<背景／課題>

- ・農業の成長産業化を図るためには、農畜産物の輸出拡大や高品質・高付加価値化を更に発展させていくことが効果的です。
- ・このため、輸出先国の求める衛生条件等を満たすために必要な施設の整備等が必要です。

政策目標

- 農林水産物・食品の輸出額を拡大
(7,451億円(平成27年)→1兆円(平成31年(平成32年から1年前倒し)))
- 青果物・花きの輸出額を150%増(平成32年(対平成24年比))
(160億円(平成24年)→400億円(平成32年)) 等

<主な内容>

1. 輸出対応型施設等の整備

「攻めの農林水産業」の実現に向け、国産農畜産物の輸出促進の取組に必要となる輸出対応型の集出荷貯蔵施設や加工処理施設等の整備を支援します。

2. 輸出促進に繋がる卸売市場の整備

生鮮食料品等の安定的な流通及び輸出促進を図るため、輸出先国が求める衛生基準等を満たす施設や輸出先国までの一貫したコールドチェーンシステムの確保に資する施設等の整備を支援します。

（ 交付率：都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内等）
事業実施主体：都道府県、市町村、民間事業者、農業者の組織する団体等 ）

（ お問い合わせ先：

- 1の事業 生産局総務課生産推進室（03-3502-5945）
- 2の事業 食料産業局食品流通課（03-6744-2059）

農畜産物輸出拡大施設整備事業

平成28年度補正予算額:10,000百万円

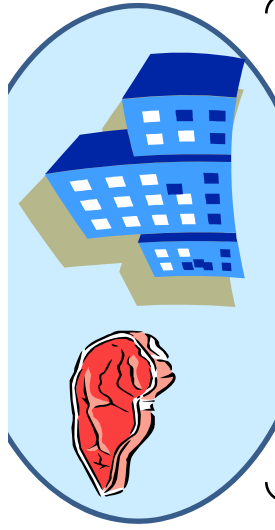
「攻めの農林水産業」を実現するため、輸出の拡大や高品質・高付加価値化に資する生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設や卸売市場施設の整備を支援します。

- ・補助対象 共同利用施設整備、卸売市場施設整備
- ・交付率 都道府県への交付率は定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)
- ・事業実施主体 都道府県、市町村、農業者団体等



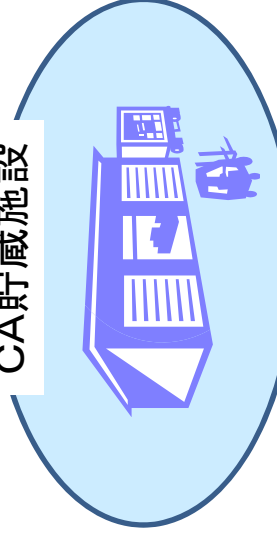
(施設例)

HACCP対応食肉施設



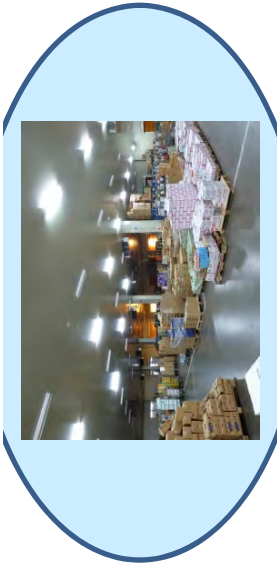
〔 米国、EU等は牛肉施設についてHACCP対応を要求 〕

CA貯蔵施設



〔 輸出先国の需要時期に合わせた供給を可能とする青果物の長期保存体制を構築 〕

コールドチェーン対応卸売市場施設



〔 外気と遮断された温度管理可能な卸売市場施設とすることで、輸出先国までの一貫したコールドチェーンシステムの確保 〕

国産畜産物の輸出環境整備事業

【100百万円】

対策のポイント

輸出やインバウンド消費の拡大、国内の消費動向の変化に適切に対応するため、オリパラ東京大会の食料調達への対応も視野に入れつつ、日本版畜産GAPの策定及び生産者の取得を支援するとともに、認証農場で生産された畜産物を区分して流通するための環境を整えます。

<背景／課題>

- ・我が国畜産物は、品質や安全性については国際的にも一定の評価を得ているものの、生産段階における管理を一貫してカバーする認証の仕組みがなく、生産者の品質管理等の取組が外部からわかりづらいものとなっています。
- ・我が国畜産物の輸出を拡大するためには、生産構造を改革し、日本版畜産GAPを策定し、国際的に通用する水準の認証の取得に向けた取組等を推進する必要があります。

政策目標

我が国畜産物の輸出拡大に向け、日本版畜産GAP取得経営体数の増加及び国産畜産物に対する評価の向上

<主な内容>

1. 事業内容

我が国畜産物の生産構造を改革し、品質管理のさらなる底上げを図り、我が国畜産物の評価を高め、今後の輸出拡大につなげていくため、日本版畜産GAP（Good Agricultural Practice）による認証の仕組みを導入するとともに、付加価値のある畜産物として流通する環境の整備や今後のインバウンド消費も見据えたエコフィード認証を取得するための支援等を行います。

【補助率：定額】

[支援例]

- ・日本版畜産GAPの策定
- ・意欲のある生産者が日本版畜産GAP認証等を取得する際の支援
- ・GAP認証農場で生産された畜産物を区分して流通するための環境の構築
- ・エコフィード認証を取得するための取組への支援 等

2. 事業実施主体

民間団体等

[お問い合わせ先：生産局畜産振興課（03-6744-2276）]

国産畜産物の輸出環境整備事業（新規）

- 我が国畜産物の輸出拡大に向けて、生産構造を改革し、日本版畜産GAPの策定、国際的に通用する水準の認証の取得に向けた取組等を支援する。

1 日本版畜産GAP策定の支援

畜産物に関するGAP策定を進めるとともに、検討委員会の開催、国内外の調査、情報収集や基準書作成などの取組を支援。

2 日本版畜産GAP認証等の取得支援

畜産物生産者による日本版畜産GAPやグローバルGAP等の取得を容易にするため、研修会を開催し、認証の取得を目指す生産者の取組を支援。

3 認証農場生産の畜産物流通対策

GAP等取得生産者の畜産物が区分される流通環境を整えるため、検討会の開催や分別生産流通管理などの取組を支援。

4 エコフイールド認証の取得支援

今後のインバウンド消費も見据えた、畜産物生産者によるエコフイールド認証の取得を容易にするため、検討会や講習会を開催し、認証の取得を目指す生産者の取組を支援。

国産畜産物に対する評価の向上による輸出機会の拡大

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 (平成28年熊本地震)

【1, 400百万円】

対策のポイント

平成28年熊本地震の被害を受けた地域において、平場・中山間地域などにおける畜産クラスターの仕組みを活用した取組を支援します。

<背景/課題>

- ・平成28年熊本地震の影響により、畜舎等の施設、設備に加え、死亡牛も発生するなど大きな被害が発生しており、畜産経営に大きな影響を及ぼしています。
- ・このため、畜産クラスターの仕組みを活用して、平場・中山間地域など、地域の畜産関係者が有機的に連携・結集し、地域ぐるみで収益性を向上させる取組を加速化することが重要です。

政策目標

熊本地震により被害を受けた地域において、地域ぐるみで復旧及び体質強化を進める取組を推進

<主な内容>

畜産・酪農の収益力の強化を集中的に進めるため、以下の事業を支援します。
また、被災状況を踏まえ、施設整備に伴う被災施設の撤去費用も支援することともに、施設整備の上限事業費の柔軟な対応や家畜導入について購入方式も認めるといった特別措置を講じます。

1. 施設整備事業

畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体に対し、収益力強化や畜産環境問題への対応に必要な施設整備や施設整備と一体的な家畜導入、倒壊畜舎の撤去を支援します。

2. 機械導入事業

畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体に対し、施設整備との一体性も確保しつつ、収益力の強化等に必要な機械のリース導入を支援します。

補助率：1/2以内
支援対象者：中心的な経営体（畜産農家等）

[お問い合わせ先：生産局畜産企画課（03-3501-1083）]

強い農業づくり交付金 (平成28年熊本地震)

【1, 300百万円】

対策のポイント

平成28年熊本地震の被害を受けた産地に対し、共同利用施設の整備等を支援します。

<背景/課題>

- ・平成28年熊本地震の影響により、**集出荷貯蔵施設等**に大きな被害が発生しており、産地の農作物の出荷に大きな影響を及ぼしています。
- ・産地における農作物の出荷が円滑に行われるよう、共同利用施設の整備等の取組を支援する必要があります。

政策目標

被災産地における農業生産の回復を目指す
(農業生産が被災前に比べ概ね同程度以上に回復すること)

<主な内容>

被災産地の競争力強化

今般の熊本地震の被害を受けた産地における農業生産の回復に向けた取組に必要な共同利用施設の整備について支援します。

また、共同利用施設の整備に伴う被災施設の撤去・整地等の費用も支援するとともに、成果目標の緩和や交付決定前着工を認める等の特例措置を講じます。

（ 交付率：都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体、事業協同組合等 ）

[お問い合わせ先：生産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)]

被災農業者向け経営体育成支援事業 (平成28年熊本地震)

【2,000百万円】

対策のポイント

平成28年熊本地震による農業被害により被災した農業者に対し、農産物の生産・加工に必要な施設の復旧及び施設の撤去等を緊急的に支援します。

<背景／課題>

平成28年熊本地震による甚大な農業被害により、農産物の生産・加工に必要な施設・機械が損壊し、農業経営の安定化に支障をきたす事態となっていることから、当該施設・機械の再建等の支援を緊急的に実施する必要があります。

政策目標

被災農業者の農業経営の維持

<主な内容>

熊本地震による農業被害を受けた農業者が農業経営を維持していくために必要な農産物の生産・加工施設の復旧等の経費を支援します。

1. 対象者

熊本地震による農業被害により農業用施設等が被災した者（市町村から被災証明を受けていること）であって、地方公共団体による支援や融資を受けて、被災施設の復旧等、又は倒壊した畜舎等の撤去を行うことにより農業経営を継続しようとする農業者。

2. 支援対象

平成28年4月14日以降の以下に掲げる取組とします。

- (1) 農産物の生産に必要な施設又は生産した農産物の加工に必要な施設の復旧又は気象災害等による農業被害前の当該施設と同程度の施設の取得。
- (2) 農産物の生産に必要な施設又は生産した農産物の加工に必要な施設を修繕するために必要な資材の購入。
- (3) (1) と一体的に復旧し、又は取得する附帯施設の整備。
- (4) 農産物の生産に必要な農業用機械及び生産した農産物の加工に必要な機械並びに附帯施設の取得（被害前と同程度のもの）又は農産物の生産に必要な農業用機械及び生産した農産物の加工に必要な機械並びに附帯施設の修繕。
- (5) 倒壊した農産物の生産に必要な施設の撤去。

※ 再建・修繕の場合に、併せて自己負担で強度の向上、規模拡大等を行うことや、被災地での再建が困難な場合における施設の設置箇所の移動は可能。

（補助率：1/2以内（4/10以内）、定額）
事業実施主体：市町村

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課（03-6744-2148）]